

VI 資料

1 法人の沿革概要

2 北翔大学短期大学部学則

3 北翔大学短期大学部
学位規程

4 北翔大学短期大学部
長期履修規程

5 北翔大学聴講生規程

6 北翔大学科目等
履修生規程

7 北翔大学奨学規程

8 北翔大学学生表彰規程

9 北翔大学における学生の
不祥事に対する懲戒処分
又は措置等のガイドライン

10 北翔大学における
喫煙ルールに違反した
本学学生の取扱要項

11 北翔大学における試験時に
不正行為を行った
本学学生の取扱要項

12 学校法人北翔大学
キャンパス・ハラスメント
の防止等に関する規程

13 学校法人北翔大学学生に
関する個人情報の取扱規程

14 北翔大学学内学生団体に
関する規程

15 学内施設使用規程

16 学生掲示規程

17 北翔大学
学生自治会規約（抄）

18 体育・スポーツ施設設備等
使用手続要領

1. 法人の沿革概要

昭和14年 9 月	北海ドレスメーカー女学園創設
昭和26年 6 月	準学校法人浅井学園創立
昭和32年 1 月	法人名を学校法人浅井学園に変更・認可
昭和38年 1 月	北海道女子短期大学設置認可（被服科入学定員80人）
昭和38年 4 月	北海道女子短期大学開学（被服科入学定員80人）
昭和40年 4 月	北海道女子短期大学被服科を服飾美術科に名称変更
昭和41年 4 月	北海道女子短期大学工芸美術科（入学定員100人）、体育科（入学定員100人）開設
	北海道女子短期大学服飾美術科入学定員増（80人→200人）
昭和42年 4 月	北海道女子短期大学専攻科服飾美術専攻開設
昭和43年 4 月	北海道女子短期大学専攻科工芸美術専攻開設
	北海道女子短期大学専攻科服飾美術専攻を服飾美術コースと家庭科コースとする
昭和44年 4 月	北海道女子短期大学初等教育学科（入学定員50人）、専攻科体育専攻開設
昭和45年 4 月	北海道女子短期大学体育科を保健体育科に名称変更、体育コースと養護教諭コースとする
昭和47年 2 月	「あすを築く全国青年のつどい」にご臨席の皇太子、同妃殿下本学に行啓
昭和54年 4 月	北海道女子短期大学保健体育科（100人→150人）、初等教育学科（50人→100人）定員増
昭和55年 1 月	浅井学園創立者学園長アナスタジア浅井淑子逝去
昭和55年 4 月	北海道女子短期大学専攻科初等教育専攻開設
昭和55年 4 月	北海道女子短期大学専攻科体育専攻を専攻科保健体育専攻に名称変更
昭和62年 4 月	北海道女子短期大学経営情報学科開設（入学定員150人）
昭和62年 6 月	北海道女子短期大学、米国グresham市マウントフード・コミュニティカレッジと姉妹提携
平成 3 年 5 月	浅井学園オープンカレッジ（AOC）開校
平成 3 年 8 月	北海道女子短期大学、米国ベバリー市エンディコット・カレッジと姉妹提携
平成 6 年10月	浅井学園、大韓民国ソウル市培花女子専門大学（現：培花女子大学）と姉妹提携
平成 7 年 3 月	北海道女子短期大学、放送大学と単位互換協定締結
平成 7 年 4 月	北海道女子短期大学経営情報学科を経営情報コースと国際情報コースとする
平成 7 年 4 月	浅井学園北方圏生活福祉研究所設置
平成 9 年 4 月	北海道女子大学開学（人間福祉学部生活福祉学科入学定員80人、介護福祉学科入学定員80人）
平成 9 年 4 月	北海道女子短期大学を北海道女子大学短期大学部に校名変更
平成 9 年 4 月	北海道女子大学短期大学部服飾美術科を服飾美術学科、工芸美術科を工芸美術学科、保健体育科を保健体育学科に名称変更

平成9年12月	北海道女子大学生涯学習研究所開設
平成12年4月	大学名称を北海道浅井学園大学、北海道浅井学園大学短期大学部に名称変更
平成12年4月	北海道浅井学園大学生涯学習システム学部健康プランニング学科（入学定員120人）、芸術メディア学科（入学定員120人）開設
平成12年4月	男女共学制に移行
平成13年4月	北海道浅井学園大学人間福祉学部福祉心理学科（入学定員80人）、大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻（修士課程）（入学定員8人）開設
平成15年4月	北海道浅井学園大学大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻（修士課程）（入学定員6人）開設
平成15年4月	北海道浅井学園大学短期大学部人間総合学科開設（入学定員340人）
平成16年4月	北海道浅井学園大学大学院生涯学習学研究科生涯学習学専攻（修士課程）（入学定員6人）開設
平成17年4月	大学名称を浅井学園大学、浅井学園大学大学院、浅井学園大学短期大学部に名称変更
平成17年4月	浅井学園大学短期大学部こども学科開設（入学定員140人）
平成18年4月	浅井学園大学生涯学習システム学部学習コーチング学科開設（入学定員80人）
平成18年4月	浅井学園大学短期大学部服飾美術学科、経営情報学科廃止
平成19年3月	浅井学園大学短期大学部保健体育学科、初等教育学科廃止
平成19年4月	大学名称を北翔大学、北翔大学大学院、北翔大学短期大学部に名称変更
平成21年4月	北翔大学生涯スポーツ学部スポーツ教育学科開設（入学定員120人）
平成21年4月	北翔大学人間福祉学部介護福祉学科を地域福祉学科、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更
平成24年4月	北翔大学短期大学部人間総合学科をライフデザイン学科に名称変更
平成25年4月	北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（修士課程）（入学定員6人）開設
平成26年4月	北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科開設（入学定員60人）
平成26年4月	北翔大学教育文化学部教育学科（入学定員120人）、芸術学科（入学定員50人）、心理カウンセリング学科（入学定員50人）開設
平成31年4月	法人名称を学校法人北翔大学に改称
令和2年4月	北翔大学人間福祉学部廃止
令和3年3月	北翔大学生涯学習システム学部学習コーチング学科廃止
令和3年4月	北翔大学大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻（博士後期課程）（入学定員3人）開設
令和4年3月	北翔大学生涯学習システム学部・芸術メディア学科廃止
令和5年3月	北翔大学大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻廃止
令和5年4月	北翔大学大学院人間福祉学研究科臨床心理学専攻を北翔大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻に名称変更
令和6年4月	北翔大学大学院人間福祉学研究科を臨床心理学研究科に変更

2. 北翔大学短期大学部学則

第1章 総則

(設置者)

第1条 北翔大学短期大学部（以下「本学」という。）の設置者は、学校法人北翔大学である。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広い知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究するとともに、優れた職能人として、社会に貢献する人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

2 こども学科は、一般教養に関する広い知識を学ぶとともに、こどもの理解、こどもを取り巻く環境や社会的課題及び子育て支援に関する専門的学芸・技術を学び、教育・保育等に関わる優れた実践力を有する人材の育成を目的とする。

(点検評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学の目的を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

第2章 本学の組織

(学科及び学生定員)

第4条 本学に、次の学科を置く。

こども学科

2 前項の学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科 \ 定 員	入学定員	収容定員
こども学科	110人	220人

(専攻科、専攻及び学生定員)

第5条 本学に、専攻科を置く。

2 前項の専攻科に置く専攻及び当該専攻の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

専 攻 \ 定 員	入学定員	収容定員
服飾美術専攻	30人	30人
保健体育専攻	10人	10人
初等教育専攻	20人	20人

第3章 教職員組織

(職員の種類)

第6条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(職員の職制及び職務)

第7条 本学教職員の職制及び職務並びに選任方法等については、学校法人北翔大学管理運営規程の定めるところによる。

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第7条の2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第40条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学SD規程に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

(審議事項)

第9条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成員)

第10条 教授会は、学長、副学長、学科長、教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。

(会議の招集及び議長)

第11条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

(定足数及び議事)

第12条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第13条 教授会の運営等に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部教授会規程に定める。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 9月5日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要により休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を課することができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第6章 学科

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第40条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修を希望する学生の在学年限は最長6年とする。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、特別の定めがある場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程（文部科学大臣指定高等学校に対応する外国の学校の課程）を修了した者

- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、および合格見込みの者、又は旧規定による大学入学資格検定に合格した者
- (9) その他、本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者（入学出願）

第22条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、本学所定の書類に、入学検定料を添えて願出しなければならない。

（入学者選抜）

第23条 前条に規定する入学出願を行った者に対しては、入学者選抜を行い、選考のうえ合格者を決定する。

2 前項に規定する入学者選抜については、別に定める。

（入学手続）

第24条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金並びに所定の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

（入学許可）

第25条 前条に規定する入学手続を終えた者について、学長は、入学を許可する。

（連帯保証人）

第26条 入学を許可された者は、連帯保証人を定めて届け出なければならない。

2 連帯保証人は、本人が在籍する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

3 連帯保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

第27条 本人及び連帯保証人の身上に異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第3節 再入学、転入学及び編入学

（再入学）

第28条 本学に1年以上在学して退学した者で、再び本学の同一学科に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

（転入学）

第29条 他の短期大学の学生であって、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

（編入学）

第30条 次の各号に掲げる者で、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、第2年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者若しくは大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した中途退学者

(2) 外国において学校教育における14年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総合授業時間数が、1,700時間以上）を修了した者

（再入学、転入学及び編入学の入学出願手続等）

第31条 第22条から第27条までの規定は、前3条の規定により入学する場合に準用する。

（再入学、転入学及び編入学学生の修業年限及び在学年限等の取扱）

第32条 第28条から第30条の規定により入学した学生の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、外国の大学若しくは短期大学又は専修学校の専門課程における在学期間については、学長は教授会の議を経て、1年に限り第18条に規定する修業年限に通算することができる。

2 前項の規定により修業年限を通算された学生の在学年限については、第19条の規定にかかわらず、2年を超えて在学することができない。

3 第1項の規定により修業年限を通算された学生の通算された期間は、本学における在学年数とみなし、第61条に規定する在学年数に通算する。

第33条 前5条に定めるもののほか、再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、北翔大学再入学、転入学及び編入学規程の定めるところによる。

第4節 削除

第34条 削除

第5節 教育課程及び履修方法等

（授業科目及び単位）

第35条 本学の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

(1) 教養科目

(2) 学科専門科目

(3) 外国人留学生科目

2 第1項第3号に規定する外国人留学生科目は、外国人留学生のための授業科目として開講する。

3 第1項に規定するこども学科の授業科目の名称及び単位数は、別表第1のとおりとする。

4 前項に規定する授業科目のほか、必要があるときは、学長は教授会の議を経て、臨時の授業科目を開設することがある。

5 前2項に規定する授業科目のほか、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、第1項第2号に規定する学科専門科目として、その成果に対し、別に単位数を定めることができる。

（教育課程の編成）

第36条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 前項に規定する各年次の配当は、別に定める。

（授業の方法）

第37条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

4 第1項に定める授業を外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(授業期間)

第38条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(単位の計算方法)

第39条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、第35条第5項に規定する卒業研究、卒業制作等の授業科目の成果については、これらに必要な学修及びその成果を評価して、単位数を定めるものとする。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第40条 こども学科の学生は、第35条第3項に規定する別表第1の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する単位は、こども学科に履修コースとして置く、次に掲げるコースのうちから、一のコースを選択して修得するものとする。

(1) 保育コース

(2) 教育コース

3 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、第1項に規定する別表第1の備考に定めるもののほか、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第40条の2 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を、あらかじめ入学前に申し出る者があるときは、当該学科において支障のない限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第40条の3 本学は、教育の質の充実に資するとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）（以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDの実施に関し必要な事項は、北翔大学FD規程に定める。

(履修手続)

第41条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授

業科目を登録しなければならない。

- 2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第42条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に基づく判定に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

- 2 学費等未納の者については、単位は与えない。

- 3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の3分の1を超える者については、単位は与えない。

(本学の他学科又は本学の学部における授業科目の履修)

第43条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が本学の他の学科又は北翔大学の学部（以下「本学の学部」という。）の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、第61条に規定する単位に算入することがある。ただし、本学の学部の授業科目を履修して修得した単位数については、第44条第3項、第45条第2項及び第46条第3項の本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第44条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が他の短期大学又は大学（本学の学部を除く。）の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定の実施にあたり、必要があるときは、当該短期大学又は大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議し、学生交流に関する協定又は大学間相互単位互換協定を締結することができる。

- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第61条に規定する単位に算入することがある。ただし、前条第2項ただし書の規定により修得した単位数並びに第45条第2項及び第46条第3項本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第45条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、学生が短期大学（本学を含む。）又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、第61条に規定する単位に算入することがある。ただし、第43条第2項ただし書の規定により修得した単位数並びに前条第3項及び第46条第3項の本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第46条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の短期大学若しくは大学において履修した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含

む。)又は外国の短期大学若しくは大学において学修した成果を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えない範囲で、第61条に規定する単位に算入することがある。ただし、第43条第2項ただし書の規定により修得した単位数並びに第44条第3項及び前条第2項の本文並びに第56条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(再入学、転入学及び編入学学生の既修得単位等の取扱)

第47条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は教授会の議を経て、第28条から第30条までの規定により入学した学生の入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程において学修した成果は、その一部又は全部を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他大学等での履修科目の範囲及び修得単位の認定等)

第48条 前5条の規定により履修することができる授業科目又は履修したとみなすことができる授業科目の範囲及び履修により修得した単位又は修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定方法その他必要な事項は、北翔大学他大学等における授業科目の履修及び修得単位並びに既修得単位の認定等に関する規程の定めるところによる。

第6節 成績評価

(成績評価基準)

第49条 第42条第1項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口頭試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績評価)

第50条 前条第1項に規定する試験の成績評価は、S(秀)[100点～90点]、A(優)[89点～80点]、B(良)[79点～70点]、C(可)[69点～60点]及びD(不可)[59点以下]の評語をもって判定し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項に定めるもののほか、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第51条 学生が、疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学できないときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事情の場合は詳細な理由書を添えて学長に提出し、許可を得て休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学長は、休学

を命ずることができる。

(休学期間)

第52条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、学長は休学期間の延長を許可し、又は延長を命ずることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、特別な事情があると認められるときは、学長は教授会の議を経て、2年を超えて休学を許可し、又は休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱)

第53条 休学期間は、第19条及び第61条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第54条 休学している学生が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の様式による復学願を学長に提出し、許可を受けて復学することができる。なお休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3ヵ月未満のときは、前条の規定にかかわらず、在学年数に算入する。

第55条 前4条に定めるもののほか、休学及び復学に関し必要な事項は、北翔大学休学及び復学に関する規程の定めるところによる。

(留学)

第56条 本学が教育上有益と認めるときは、学長は、学生が外国の短期大学又は大学の授業科目を履修するための留学を認めることができる。

2 学生が、前項の規定により留学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

3 第44条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び学修の成果の取り扱いについて準用する。

4 留学期間は、第19条及び第61条に規定する在学年数に算入する。

5 前4項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、北翔大学留学に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第57条 学生が、他の大学に転学を志願するときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による転学願に、事由を記した書類を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第58条 学生が、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による退学願に、詳細な事由を記した書類及び学生証を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第59条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第19条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 第52条第2項に規定する休学期間を超え、なお修学できないとき。
- (3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 欠席が長期にわたるとき又は長期にわたり行方不明のとき。

第60条 前3条に定めるもののほか、転学、退学及び除籍に関し必要な事項は、北翔大学転学、退学及び除籍に関する規程の定めるところによる。

(復籍)

第60条の2 第59条第3号又は第4号の規定により除籍された者で、復籍を願い出た者があるときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は、北翔大学復籍に関する規程の定めるところによる。

第8節 卒業要件及び学位授与

(卒業の要件)

第61条 本学の卒業要件は、本学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

(卒業の認定)

第62条 卒業の認定は、前条に規定する卒業要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第62条の2 前条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

2 短期大学士の学位の授与に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部学位規程の定めるところによる。

第9節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第63条 本学において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	免許状の種類
こども学科	小学校教諭2種免許状
	幼稚園教諭2種免許状

2 前項に規定する免許状を得ようとする学生は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部教職課程履修規程の定めるところによる。

(保育士資格の取得)

第64条 こども学科に所属し、保育士の資格を得ようとする学生は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める所定の科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関し必要な事項は、北翔大学短期大学部保育士養成課程履修規程の定めるところによる。

(その他の資格取得)

第65条 前2条に規定する免許状及び資格の取得のほか、本学において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等

の取得に関する履修規程の定めるところによる。

第10節 賞罰

(表彰)

第66条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、教授会の議を経て、表彰することができる。

(罰則)

第67条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力極めて劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第19条及び第61条に規定する在学年数に算入しない。ただし、停学期間が通算して3ヵ月未満のときは、在学年数に算入する。

第11節 聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(聴講生)

第68条 本学において、一又は複数の授業科目を聴講するため、聴講生として入学を志願する本学の学生以外の者があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学聴講生規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第69条 本学において、一又は複数の授業科目を履修するため、科目等履修生として入学を志願する本学の学生以外の者があるときは、本学において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第70条 本学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含み、本学の学部を除く。)の学生若しくは本学と連携協定を締結した高等学校等から推薦された者があるときは、当該短期大学又は大学若しくは高等学校等との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。

3 特別聴講学生は、科目等履修料を納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、授業科目の履修による科目等履修料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。

5 前4項に定めるもののほか、特別聴講学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

第12節 外国人留学生

(外国人留学生)

第71条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学外国人留学生規程の定めるところによる。

第72条 外国人留学生については、この学則を準用する。

第7章 専攻科

(修業年限)

第73条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第74条 学生は、2年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第75条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を修了した者
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) その他専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(本学を卒業した者の入学者選抜及び入学手続の特例)

第76条 前条第1号に該当する者のうち、本学を卒業した者で、次の各号の一に該当する者については、第82条の規定に基づく、第23条の規定の準用にかかわらず、入学者選抜に係る試験を免除し、選考によることができる。

- (1) ライフデザイン学科を卒業し、服飾美術専攻又は保健体育専攻に入学出願した者
- (2) こども学科を卒業し、初等教育専攻に入学出願した者

2 前項の規定により入学者選抜に合格した者については、第82条の規定に基づく、第24条の規定の準用にかかわらず、入学金の納付を免除する。

(授業科目及び単位並びに教育課程の編成)

第77条 専攻科の教育課程は、専門教育科目として開講する授業科目をもって編成する。

2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第2のとおりとする。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分けて編成する。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第78条 学生は、前条第2項に定める授業科目の中から、必修の授業科目を履修して修得した単位を含め、20単位以上を修得しなければならない。

(履修手続)

第79条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。ただし、履修科目として登録することができる単位数は、必修科目を含め、前・後期あわせて30単位を上限とする。

2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(専攻科修了の要件)

第80条 専攻科の修了要件は、専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

(専攻科修了の認定)

第81条 専攻科の修了認定は、前条に規定する専攻科の修了要件を満たした学生について、教授会の議を経て、学長がこれを認定し、専攻科の修了証書を授与する。

2 専攻科修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学科に関する規定の準用)

第82条 第20条、第22条から第29条まで、第37条から第39条まで、第41条、第42条、第49条から第60条まで及び第66条から第69条までの規定は、専攻科の入学の時期、入学出願、入学者選抜、入学手続、入学許可、連帯保証人、再入学、転入学、授業の方法、授業期間、単位の計算方法、履修手続、単位の授与、試験、成績判定、休学、休学期間、休学期間の取扱、復学、留学、転学、退学、除籍、表彰、罰則、聴講生及び科目等履修生について、それぞれ準用する。

第8章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第83条 本学の学科に、入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者及び聴講生又は科目等履修生として入学を志願する者並びに転学科を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

2 本学の専攻科に入学又は再入学を志願する者及び聴講生又は科目等履修生として入学を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第84条 学生納付金は、入学金、授業料、施設設備費、聴講料及び科目等履修料とする。

(授業料及び施設設備費の納付)

第85条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前学期納付の期限は4月30日限りとする。

後学期 納付の期限は9月30日限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付することができる。

3 入学年度の前学期に係る授業料及び施設設備費は、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付しなければならない。

4 再入学、転入学及び編入学した者の授業料及び施設設備費の額は、入学を許可された年次に在学する学生の額と同額とする。

(授業料及び施設設備費の減免及び猶予等)

第86条 授業料及び施設設備費の納付が困難な場合で、本学において特別の事情があると認めた者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、授業料及び施設設備費を減免し、又は分納若しくは延納による納付の猶予を認めることがある。

(聴講料及び科目等履修料の納付)

第87条 聴講生及び科目等履修生は、それぞれ聴講料又は科目等履修料を納付しなければならない。

(実習費及び履修費その他教育に必要な経費の納付等)

第88条 授業を実験又は実習で行う授業科目(学外の施設で行う実習を含む。)並びに次の各号に掲げる課程を履修する場合は、実習費及び当該課程に係る履修費を納付しなければならない。

(1) 教職課程

(2) 保育士養成課程

2 前項に定めるもののほか教育に必要な経費は、別に徴収する。

(再試験受験料の徴収)

第89条 再試験を受験するときは、再試験受験料を徴収する。

(各種証明書等の発行手数料等)

第90条 在学証明書、卒業証明書、修了証明書その他諸証明等の発行手数料等は、別に徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料及び施設設備費)

第91条 休学を許可され又は命ぜられた学生については、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日の場合は、その月とする。)から復学した日の属する月の前月(復学した日が月の末日の場合は、その月までとする。)までの授業料及び施設設備費を免除する。

2 前項の規定により免除する金額は、授業料年額及び施設設備費年額について、それぞれの金額の12分の1に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に免除されることとなる月数を乗じて得た金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第54条第2項の規定(第82条の規定により準用する場合を含む。)により、在学年数に算入することとなる期間については、免除しない。

4 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、復学した日の属する月(復学した日が月の末日の場合は、翌月とする。)から授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(転学又は退学等の場合の授業料及び施設設備費)

第92条 学期の途中で転学又は退学を許可された場合若しくは除籍された場合においては、当該納期分までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 停学期間中も、授業料及び施設設備費は納付しなければならない。

(学年の途中で卒業又は修了する場合の授業料及び施設設備費)

第93条 学年の途中で卒業又は修了する見込みの者は、卒業又は修了する見込みの学期までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(既納の入学検定料及び学生納付金等の返還)

第94条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により当該各号に定める額を還付する。

(1) 第85条第2項の規定により、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付した学生が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき後学期に係る授業料及び施設設備費に相当する金額

(2) 学期の途中で第51条の規定により休学を許可され又は命ぜられたとき当該学期に係る授業料及

び施設設備費について、それぞれの金額の6分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額

- (3) その他本学が特に還付が必要と認めたとき 必要と認めた学生納付金等の必要と認めた額（入学検定料学生納付金等の額その他の取扱等）

第95条 前12条に規定するもののほか、入学検定料及び学生納付金等の額及び納付時期・方法、留年した者及び外国人留学生の学生納付金、授業料及び施設設備費の減免又は猶予等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

附 則

- 1 本学則は昭和38年4月1日から施行する。
- 2 本学則は昭和39年10月1日から施行する。
- 3 本学則は昭和40年4月1日から施行する。
- 4 本学則は昭和41年4月1日から施行する。
- 5 本学則は昭和42年4月1日から施行する。
- 6 本学則は昭和43年4月1日から施行する。
- 7 本学則は昭和44年4月1日から施行する。
- 8 本学則は昭和45年4月1日から施行する。
- 9 本学則は昭和47年4月1日から施行する。
- 10 本学則は昭和50年4月1日から施行する。
- 11 本学則は昭和53年4月1日から施行する。
- 12 本学則は昭和54年4月1日から施行する。
- 13 本学則は昭和55年4月1日から施行する。
- 14 本学則は昭和58年4月1日から施行する。
- 15 本学則は昭和61年4月1日から施行する。

第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする

学 科 定 員		年 度	昭和61年度	昭和62年度 ～平成11年度	平成12年度
服飾美術科	入学定員		300名	300名	200名
	収容定員		500名	600名	500名
工芸美術科	入学定員		100名	100名	50名
	収容定員		150名	200名	150名
保健体育科	入学定員		300名	300名	150名
	収容定員		450名	600名	450名

- 16 本学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 17 本学則は平成2年4月1日から施行する。
- 18 本学則は平成3年4月1日から施行する。
- 19 本学則は平成4年4月1日から施行する。
- 20 本学則は平成5年4月1日から施行する。
- 21 本学則は平成6年4月1日から施行する。
- 22 本学則は平成7年4月1日から施行する。

23 本学則は平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生の第7章第42条の規定については、従前の例による

24 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、従前の例による。

25 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については、従前の例による。

26 本学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則（大学の名称変更、服飾美術学科、経営情報学科の収容定員減少、期間付入学定員の期間延長及び工芸美術学科の学生募集停止に伴う改正）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

2 工芸美術学科は、第2条の規定にかかわらず、平成12年度の入学生の募集を停止する。

3 第2条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
服飾美術学科	入学定員	160名	130名	110名	110名	110名	80名
	収容定員	460名	290名	240名	220名	220名	190名
工芸美術学科	入学定員	0名	—	—	—	—	—
	収容定員	100名	—	—	—	—	—
保健体育学科	入学定員	300名	295名	280名	245名	210名	150名
	収容定員	600名	595名	575名	525名	455名	360名

（教育課程変更等の改正）

4 本学則による場合、従前の学則第19条第2項による免許のうち、「美術」及び「社会」の免許については、平成12年3月31日現在履修している者が、平成12年度以降引き続き履修者がいなくなるまでの間存続するものとする。

附 則（期間付入学定員の期間延長に伴う改正）

1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 第2条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
服飾美術学科	入学定員	100名	80名	80名	80名	80名
	収容定員	260名	180名	160名	160名	160名
保健体育学科	入学定員	245名	230名	195名	160名	150名
	収容定員	545名	475名	425名	355名	310名

附 則（平成14年度からの男女共学化の実施、初等教育学科において保育士の資格取得を可能とする教育課程の変更、特別聴講学生制度等の導入、教育課程の充実及び平成13年度の工芸美術学科の廃止並びに平成14年度からの入学志願者の検定料の改訂、その他規定の整備等に伴う改正）

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第60条第1項の規程については、平成13年4月1日から、第78条に規定する入学検定料については、平成14年度の入学志願者か

ら適用する。

- 平成14年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（服飾美術学科、保健体育学科及び経営情報学科を改組転換し、人間総合学科を設置することに伴う改正）

- 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 平成15年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。
- 第3条第2項に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	入学定員	385人	350人	340人
人間総合学科	収容定員	385人	735人	690人

附 則（期間付入学定員の変更、教育課程等の変更及び学則の整備等に伴う改正）

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、平成16年度は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	340人	725人

附 則（入学資格の追加及びFDを実施することに伴う改正）

- この学則は、平成16年7月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第21条第7号の規程は、平成17年度入学生から適用する。

附 則（校名変更、こども学科設置及び入学定員の変更並びに人間総合学科に訪問介護員を養成するため、訪問介護員養成研修課程を置くとともに教育課程を改めることに伴う改正）

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 第4条第2項に規定するこども学科の学生定員は、平成17年度は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
こども学科	140人	140人

附 則（学位の授与に伴う改正）

- この学則は、平成18年3月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（入学資格の追加、人間総合学科の入学定員及び収容定員の変更及び教育課程の改正に伴う改正）

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、完成年度（平成19年度）のものであり、平成18年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	300人	640人

附 則（服飾美術学科及び経営情報学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（短期大学部の名称変更、目的の見直し、法令改正による教員組織の見直し、保証人に関する条項の整備、復籍に関する条項の整備、訪問介護員養成研修に関する法律改正に伴う条項の整備、保健体育学科及び初等教育学科の廃止に伴う改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（短期大学設置基準の改正、人間総合学科の入学定員及び収容定員の変更、在学年限、授業科目の履修及び単位の修得、単位の授与に関する条項の整備に伴う改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、平成20年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	150人	450人

- 3 第41条及び別表については、平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（人間総合学科の目的の見直し、教育課程の改正、成績判定方法の変更、取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科の変更並びに訪問介護員養成研修課程廃止等に伴う改正）

- 1 本学則は平成21年4月1日より施行する。
- 2 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法令の改正等による教育課程の変更に伴う改正）

- 1 本学則は平成22年4月1日より施行する。
- 2 平成22年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間総合学科の入学定員及び収容定員の変更、生涯学習の廃止、長期履修に関する規定の追加、単位の授与等に関する条項の整備、教育課程の変更、法改正による保育士養成課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に規定する人間総合学科の学生定員は、平成23年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
人間総合学科	120人	270人

- 3 第41条の2に規定する長期履修については平成23年度入学生から適用する。
- 4 平成23年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間総合学科のライフデザイン学科への名称変更、入学定員、収容定員の変更及び教職課程を廃止することに伴う改正）

- 1 本学則は平成24年4月1日より施行する。
- 2 第4条第2項に規定するライフデザイン学科の学生定員は、平成24年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ライフデザイン学科 (人間総合学科)	80人 (一)	200人 (120人)

* () 内は名称変更前の定員で内数。

3 平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (休学中の授業料及び施設設備費の免除に係る文言の整理に伴う改正)

1 この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則 (特別聴講学生に本学との連携協定に基づき高等学校等から推薦された者を加えることに伴う改正)

1 この学則は平成24年7月27日から施行する。

附 則 (ライフデザイン学科、こども学科の教育課程の一部変更に伴う改正)

1 この学則は平成25年4月1日から施行する。

2 別表については、平成25年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (こども学科の教育課程の変更に伴う改正)

1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

2 第35条、第40条、及び別表については、平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (ライフデザイン学科の入学定員及び収容定員の変更、健康・こどもスポーツコースの廃止、教育課程の変更に伴う改正)

1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

2 第4条第2項に規定するライフデザイン学科の学生定員は、平成26年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ライフデザイン学科	50人	130人

3 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (学校教育法改正及びライフデザイン学科の教育課程の変更に伴う改正)

1 この学則は平成27年4月1日から施行する。

2 別表については、平成27年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (ライフデザイン学科及びこども学科の教育課程の一部変更に伴う改正)

1 この学則は平成28年4月1日から施行する。

2 別表については、平成28年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (短期大学設置基準の一部改正に伴う改正)

1 この学則は平成29年4月1日から施行する。

附 則 (ライフデザイン学科の教育課程の変更に伴う改正)

1 この学則は平成30年4月1日から施行する。

2 別表については、平成30年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (教育職員免許法及び同施行規則の改正、法改正による保育士養成課程の教育課程の変更、並びに法人名称の変更に伴う改正)

1 この学則は平成31年4月1日から施行する。

2 別表については、平成31年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (入学資格、編入学資格の追加及び文言の整理、ライフデザイン学科及びこども学科の履修コース数の変更並びに教育課程の変更に伴う改正)

1 この学則は令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（ライフデザイン学科及びこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。

- 2 令和3年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（こども学科の入学定員及び収容定員の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。

- 2 第4条第2項に規定するこども学科の学生定員は、令和4年度は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
こども学 科	110人	250人

- 3 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正に係るこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（授業の方法の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。

附 則（保証人契約の適正化並びにライフデザイン学科及びこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（ライフデザイン学科の学生募集停止にかかる入学定員及び収容定員の変更及びこども学科の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

- 3 第4条第2項の定めにかかわらず、ライフデザイン学科の学生定員については、令和5年度は次のとおりとし、当該学科に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和5年度	0人	50人

附 則（成績評価に関する規定の整備に伴う改正）

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。

- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教授会規程の整備に伴う改正）

- 1 この学則は令和6年11月19日（理事会における承認日）から施行し、令和6年10月8日から施行する。

附 則（こども学科の教育課程変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。

- 2 令和7年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

3. 北翔大学短期大学部 学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北翔大学短期大学部(以下「本学」という。)が授与する短期大学士の学位については、北翔大学短期大学部学則(昭和38年4月1日施行)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、専攻分野の名称を付記するものとする。

2 前項に規定する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	専攻分野の名称
こども学科	こども学

(学位記の授与日)

第3条 学位記を授与する月は、毎年3月又は9月とし、授与する日については、教授会の議に基づき、学長が定めた日とする。

(学位の名称)

第4条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位記の様式)

第5条 学位記の様式は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する学位記に併記する英文表記中、第2条第2項に規定する学科及び専攻分野の名称の英文表記は、別表第2のとおりとする。

3 第1項に規定する学位記に付記する記号は、別表第3のとおりとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成18年3月1日から施行する。

2 第2条第2項に規定する専攻分野の名称は、北海道浅井学園大学短期大学部に在学し卒業する者は、次のとおりとする。

学 科	専攻分野の名称
人間総合学科	人 間 総 合 学
服飾美術学科	服 飾 美 術 学
保健体育学科	保 健 体 育 学
初等教育学科	初 等 教 育 学

3 第4条に規定する「本学の名称」については、北海道浅井学園大学短期大学部に在学し卒業する者は、北海道浅井学園大学短期大学部の名称とする。

4 第5条第2項に規定する学科及び専攻分野の英文表記は、北海道浅井学園大学短期大学部に在学し卒業する者は、次のとおりとする。

名 称 の 区 分		英 文 表 記
学 科	人間総合学科	Department of Liberal Studies
	服飾美術学科	Department of Fashion Arts
	保健体育学科	Department of Health and Physical Education
	初等教育学科	Department of Elementary Education
専攻分野	人 間 総 合 学	Liberal Studies
	服 飾 美 術 学	Fashion Arts
	保 健 体 育 学	Health and Physical Education
	初 等 教 育 学	Elementary Education

5 第5条第3項に規定する学位記に付記する記号については、北海道浅井学園大学短期大学部に在学し卒業する者は、次のとおりとする。

卒業した学科の区分	記 号
人 間 総 合 学 科	AL
服 飾 美 術 学 科	AF
保 健 体 育 学 科	AH
初 等 教 育 学 科	AE

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（人間総合学科をライフデザイン学科に名称変更することに伴う改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（学位記様式の変更に伴う改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（ライフデザイン学科の学生募集停止に伴う改正）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

4. 北翔大学短期大学部 長期履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学短期大学部学則第40条の2第2項の規定に基づき、長期履修の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、在籍者においては1年次に在籍する者に限る。

- (1) 職業（アルバイト・パートを含む）を有している者
- (2) 家事・育児・介護等の従事者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認める者

(履修期間)

第3条 長期履修の履修期間は3年又は4年とし、各学科において定める。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は、学則第19条第2項の定めるところによる。

(手続)

第5条 長期履修を希望する者は、入学志願者においては入学者選抜の入学願書出願時に、在籍者においては長期履修開始年度の前年度の1月末日までに、別紙申請書（別紙様式1）を提出するものとする。ただし、在籍者は申請日までに当該学期の学費等納付金を全て納付していなければならない。

2 前項の規定により申し出があったときは、入学志願者においては入学者選抜の合格者決定手続きに準じて、その可否を決定する。在籍者においては教授会の議を経て学長が決定する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、本人への許可書を交付する。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生は、認められた履修期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）を1度に限り申し出ることができるものとする。

2 履修期間の短縮を希望する者は、2年次の9月末日までに、長期履修のとりやめを希望する者は1年次の9月末日までに、長期履修学生の履修期間短縮申請書（別紙様式2）により申し出るものとし、その可否は教授会の議を経て学長が決定する。

3 履修期間の延長は認めない。

(履修計画)

第7条 長期履修学生の履修計画は、各学科においてあらかじめ長期履修の履修モデルを示している場合を除き、各学科が指定する指導教員による履修指導・履修相談により、入学後の所定の期間内に決定するものとする。

(学費等)

第8条 長期履修学生の学費等納付金は別に定める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、各学科において定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は平成22年5月18日から施行する。ただし、平成23年度入学生から適用する。

附 則（在籍者の長期履修申請を認めることに伴う改正）

この規程は、平成24年12月11日から施行する。ただし、平成24年度入学生から適用する。

附 則（履修期間短縮申請の期限を設けることに伴う改正）

この規程は、平成24年12月19日から施行する。

附 則（学校教育法改正に伴う改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（ライフデザイン学科の募集停止に伴う改正）

この規程は、令和4年6月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

5. 北翔大学聴講生規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第76条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第73条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第68条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に聴講生として入学することができる者は、当該授業科目を聴講する学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書

(3) 本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書

(4) 聴講期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するときは、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願い出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

2 前項の選考は、聴講しようとする授業科目ごとに選考を行い、必要に応じ相応の試験を課すことができる。

3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による聴講生入学許可書を交付する。

4 聴講生には、別に定める聴講生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

(入学の時期)

第6条 聴講生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。

(聴講期間)

第7条 聴講生の授業科目の聴講期間は、1年又は6ヶ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。

(聴講した授業科目の単位)

第8条 聴講生には、聴講した授業科目についての単位は、授与しない。

(施設等の利用)

第9条 聴講生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用することが出来る。

(退学)

第10条 聴講生が退学しようとするときは、別紙様式第4による聴講生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 聴講生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

2 聴講生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 聴講生の入学検定料、入学金及び聴講料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則（出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正）

- 1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則（校名変更及び学科名称変更等に伴う改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正）

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（事務組織再編に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

6. 北翔大学科目等履修生規程

（目的）

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第77条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第74条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第69条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学資格）

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に科目等履修生として入学することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 履修を希望する授業科目を履修する学力があると認められる者
- (2) 単位を修得することを希望する者

（出願手続）

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

- 2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書
- (3) 本学の学部等の聴講生並びに本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等
- (4) 履修期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するときは、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等
(選考及び入学許可)

第4条 前条の願い出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

- 2 前項の選考は、履修しようとする授業科目ごとに行い、必要に応じ相応の試験を課することができる。
- 3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による科目等履修生入学許可書を交付する。
- 4 科目等履修生には、別に定める科目等履修生証を交付する。
(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。
(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。
(履修期間)

第7条 科目等履修生の授業科目の履修期間は、1年又は6ヶ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。
(単位の授与及び証明書)

第8条 当該授業科目の試験に合格した科目等履修生には、所定の単位を授与する。

- 2 前項に規定する単位の授与、試験及び成績判定については、本学の学部にあつては本学学則第48条、第54条及び第55条、大学院の研究科にあつては大学院学則第47条、第53条及び第54条、短期大学部にあつては短期大学部学則第43条、第50条及び第51条の規定を適用する。
- 3 学長は、科目等履修生から願い出があったときは、単位修得証明書を交付する。
(施設等の利用)

第9条 科目等履修生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用することができる。
(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、別紙様式第4による科目等履修生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。
(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 科目等履修生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

- 2 科目等履修生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為が

あったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 科目等履修生の入学検定料、入学金及び科目等履修料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (学則の改正に伴う聴講生制度の創設及び未制定であった大学院における科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関する事項を、本学及び短期大学部における科目等履修生と同一の取り扱いとするため、一元化した規程として整備することに伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
- 2 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修規程(平成7年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修生の取り扱いの特例に関する申し合せ(平成15年4月1日実施)は、廃止する。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則 (校名変更及び学科名称変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

7. 北翔大学奨学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学（短期大学部を含む。以下「本学」という）の奨学制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の奨学制度は、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保することによって、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者等に対して学生納付金等（以下「学納金」という）の減免等を行い、もって、学生の修学支援を目的とする。

(奨学金及び奨学生)

第3条 本学が行う学納金の減免等を奨学金といい、奨学金を受ける者を奨学生という。

2 前項に規定する奨学生の種類及び奨学生の対象者は、人物優秀で、次の各号に定める者とする。

(1) 入学時成績優秀特待奨学生：当該年度の入学生で、次に掲げる者

ア 学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者

イ 現在、世界又は全国レベルのスポーツ選手として活躍しており、将来指導者として活躍が期待される優秀な技術・能力を有する者

ウ 芸術又は特技が特に優秀で全国レベルで活躍している者

(2) 成績優秀奨学生：2年次以降の在學生で、向学心が高く、かつ、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者

(3) 成績優秀特別奨学生：在學生で、向学心が高く、かつ、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者

(4) 修学支援奨学生：2年次以降の在學生で学業成績が良好であり、かつ、経済的理由により修学が困難と認められた者

(5) 浅井淑子記念特別奨学生：学業成績が良好な学生で、学費の負担者と認められる者に天災、死亡又は疾病その他これらに準ずる特別な事情が発生し、学納金の納付が著しく困難と認められた者

(6) 福祉・介護人材養成奨学金：本学卒業後、福祉・介護分野で働くことを希望する学生で、経済的理由等により修学が困難と認められた者

(7) やる気チャレンジ奨学生：本学在學生がチャレンジする活動において、その活動が達成された者。または、その活動が本学の名誉を高め、学生に希望と勇気を与えたと認められた者

3 前項第1号のアに規定する奨学生は、その該当する区分に応じ、次の各号に掲げる名称の奨学生と称するものとする。

(1) 学業特待奨学生：学業が特に優秀な者

(2) スポーツ特待奨学生：スポーツ技能・技術が特に優秀な者

(3) 特技特待奨学生：芸術又は特技において特に優秀な者

4 第2項第1号のイに規定する奨学生は、スポーツ優秀特待奨学生と称するものとする。

5 第2項第1号のウに規定する奨学生は、特技優秀特待奨学生と称するものとする。

(奨学金の種類及び奨学金の内容等)

第4条 第3条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号に規定する本学の奨学金の

内容は、入学金又は授業料の全額又は一部免除若しくは別に指定する学納金の全額又は一部免除とする。

2 第3条第2項第7号に規定する本学の奨学金は給付とする。

(奨学生の各学部・学科等への適用及び奨学生に対する奨学金の内容等)

第5条 奨学生の学部の学科及び短期大学部の学科（以下「学部・学科等」という）への適用は、次の表の左欄に掲げる奨学生の種類の区分に応じ、それぞれ同表中欄に定める学部・学科等とし、奨学生に対する奨学金は、当該区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める奨学金の種類及び内容等とする。

奨学生の種類		適用する学部・学科等		奨学金の種類及び内容等
		学 部	短期大学部	
入学時成績優秀特待奨学生	学業特待奨学生 スポーツ特待奨学生 特技特待奨学生	学部共通	学科共通	入学年度の後学期授業料から入学金相当額を免除
	スポーツ優秀特待奨学生	学部共通	学科共通	入学金及び入学年度の授業料の全額又は半額免除
	特技優秀特待奨学生	学部共通	学科共通	入学金及び入学年度の授業料の全額又は半額免除
成績優秀奨学生		学部共通 2年次以降在学学生	学科共通 2年次在学学生	後学期授業料から100,000円を免除
成績優秀特別奨学生		学部共通 2年次以降在学学生	学科共通 2年次在学学生	授業料の全額又は半額免除
修学支援奨学生		学部共通 2年次以降在学学生	学科共通 2年次在学学生	後学期授業料から150,000円を免除
浅井淑子 記念特別 奨学生	全学年 在学学生	学部共通 全学年在学学生	学科共通 全学年在学学生	前学期又は後学期授業料の免除
	最終年次 在学学生	学部共通 4年次在学学生	学科共通 2年次在学学生	後学期の授業料及び施設設備費並びに指定するその他の学納金の全額免除又は一部免除
福祉・介護人材養成 奨学 学 金		生涯スポーツ学部 健康福祉学科		入学金免除及び社会福祉法人から年間50万円の貸与
やる気チャレンジ 奨 学 生		学部共通 全学年在学学生	学科共通 全学年在学学生	採用者には最大50万円を給付

2 前項の表に規定する入学時成績優秀特待奨学生のうち、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生については、特に優秀な者に限って、大学入学後4年間または短期大学部入学後2年間の授業料全額を免除することができる。

3 第1項の表に規定する入学時成績優秀特待奨学生のうち、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生の適用は、推薦入学及び総合型選抜入学に限るものとする。

4 第1項の表に規定する成績優秀特別奨学生のうち、特に優秀な者に限って、最終年次まで授業料全額を免除することができる。

5 第1項の表に規定する浅井淑子記念特別奨学生のうち、全学年在学学生の区分に規定する奨学生の適用は、正規の在学期間中にその事情が発生した場合で、その期間は1か年以内とする。

6 第1項の表に規定する浅井淑子記念特別奨学生のうち、最終年次在学学生の区分に規定する奨学生は、前項の規定の適用を受けた者には適用しない。

7 第1項の表に規定する福祉・介護人材養成奨学金の適用は、総合型選抜I期入学制度、推薦入学制度に限るものとする。

8 やる気チャレンジ奨学生募集は前学期で行い、本学の在学生在が申請することができる。なお、本学のカリキュラムに関する活動、本学教職員の活動に関する企画及び本学の学内学生団体による活動は申請することができない。

(奨学生の募集又は願い出の方法及び時期)

第6条 入学時成績優秀特待奨学生、成績優秀奨学生、成績優秀特別奨学生及び修学支援奨学生の募集は、奨学生の種類に応じ、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入学時成績優秀特待奨学生のうち、学業特待奨学生、スポーツ特待奨学生及び特技特待奨学生の募集は、別に定めるところにより入学出願時に行う。
- (2) 入学時成績優秀特待奨学生のうち、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生の募集は、別に定めるところにより入学出願時に行う。
- (3) 成績優秀奨学生及び修学支援奨学生の募集は、別に定めるところにより毎年度前学期に行う。
- (4) 成績優秀特別奨学生として採用を希望する者は、期日（前学期授業料免除は前年度の1月末、後学期授業料免除は7月末）までに、学内学生団体顧問（学内指導者及び指導担当教員を含む）が推薦書を作成し学長に願い出ることができる。

2 浅井淑子記念特別奨学生として採用を希望する者は、連帯保証人連署のうえ、学納金納付期日までに、次に掲げる書類を添え学長に願い出ることができる。ただし、学納金の分納又は延納を許可された者は、猶予期間の終了する日までに願い出ることができるものとする。

- (1) 特別の事情を証明する書類
- (2) 所属する学科等の長の推薦書
- (3) その他指定する書類

3 福祉・介護人材養成奨学金を希望する者は、期日までに連帯保証人連署の上、次に掲げる書類を添えて願い出ることができる。

- (1) 福祉・介護人材養成奨学金借入申請書
- (2) 所得に関する証明書

4 やる気チャレンジ奨学生を希望する者は、期日までに次に掲げる書類を添えて願い出ることができる。

- (1) 申請書（活動計画及び予算書）
 - (2) その活動の関係書類
- (重複の制限)

第6条の2 第5条第1項の表に規定する奨学生制度は、やる気チャレンジ奨学生を除き、同一年度内に重複して願い出ることができない。

2 第3条第2項第1号に規定する入学時成績優秀特待奨学生制度において、入学金免除又は入学金相当額免除を受けた者は学費等納付金規程第9条の2（同窓生子女減免）の入学金免除を願い出ることができない。

(奨学生の選考手続)

第7条 第3条第2項第1号アに規定する奨学生の選考は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。短期大学部においては学部長を学長と読み替える。

- (1) 入学出願時に第3条第2項第1号アに規定する奨学生として応募のあった者のうちから、該当する学部・短期大学部毎に奨学生採用候補者の選考を行う。
- (2) 前号に該当する学部長は、別に定める奨学生採用候補者推薦書に選考結果を記載し、学長に推

薦するものとする。

- 2 第3条第2項第1号イ及びウに規定する奨学生は、選考委員会において審査・選考を行い、奨学生採用者を決定する。
- 3 前項に規定する選考委員会は、学長、副学長、学部長、学科長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、アドミッションセンター長、事務局長をもって構成し、委員長には学長をもって充てる。
- 4 第3条第2項第2号に規定する成績優秀奨学生の選考は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。
 - (1) 成績優秀奨学生に応募のあった者のうちから、該当する学部・短期大学部毎に奨学生採用候補者の選考を行う。
 - (2) 前号に該当する学部長は、別に定める奨学生採用候補者推薦書に選考結果を記載し、学長に推薦するものとする。
 - (3) 学長は、前号の規定により推薦のあった奨学生採用候補者について、学生生活支援オフィス長に審査を付託する。
 - (4) 学生生活支援オフィス長は、学生生活支援委員会の議を経て、それぞれの奨学生採用候補者を学長に報告するものとする。
- 5 第3条第2項第3号に規定する成績優秀特別奨学生は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。
 - (1) 別に設置する選考委員会において審査・選考を行い、奨学生採用者を決定する。
 - (2) 前号に規定する選考委員会は学長、副学長、学部長、学科長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、事務局長をもって構成し、委員長には学長をもって充てる。
- 6 第3条第2項第4号に規定する修学支援奨学生の選考は、応募のあった者のうちから、別に定める選考基準に基づき、学生生活支援委員会において奨学生候補者の審査・選考を行い、学生生活支援オフィス長が奨学生採用候補者を学長に報告するものとする。
- 7 第3条第2項第5号に規定する浅井淑子記念特別奨学生の選考は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。
 - (1) 奨学生の願い出は、指導教員等を経て学科長に提出するものとする。
 - (2) 学科長は、当該学科等において奨学生採用候補者の選考を行い、別に定める奨学生採用候補者推薦書に選考結果を記載し、学長に推薦するものとする。
 - (3) 学長は、前号の規定により推薦のあった奨学生採用候補者について、学生生活支援オフィス長に審査を付託する。
 - (4) 学生生活支援オフィス長は、学生生活支援委員会において審査を行い、奨学生採用候補者として適当と認めたときは、その旨を学長に報告するものとする。
- 8 第3条第2項第6号に規定する福祉・介護人材養成奨学金の選考は別に定めるところにより、本学入試制度のほか社会福祉法人において実施される面接等による。
- 9 第3条第2項第7号に規定するやる気チャレンジ奨学生の選考委員会は学長、副学長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、事務局長、その他学長が必要と認める者をもって構成し、審査を行う。委員長には学長をもって充てる。
(奨学生の採用決定手続)

第8条 第3条第2項第1号ア及び第6号に規定する奨学生の採用は、学部長からの推薦に基づき学

長が決定し、教授会に報告するものとする。短期大学部においては学部長を学長と読み替える。

2 第3条第2項第1号イ・ウ及び第3号に規定する奨学生の採用は、前条に定める各選考委員会において決定し、教授会に報告するものとする。

3 第3条第2項第2号、4号及び5号に規定する奨学生の採用は、学生生活支援オフィス長の報告に基づき、教授会の議を経て学長が決定するものとする。

4 第3条第2項第7号に規定する奨学生の採用は第7条の9に定める選考委員会の審査において決定し、教授会に報告するものとする。

(採用の通知及び報告)

第9条 前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、学長は、次の各号に定めるところにより、本人及び関係者に通知するものとする。

(1) 入学時成績優秀特待奨学生の採用決定の通知は、それぞれ該当する入学試験合格発表時に、本人及び出身高等学校長あてに行うものとする。

(2) 成績優秀奨学生、成績優秀特別奨学生、修学支援奨学生、浅井淑子記念特別奨学生、福祉・介護人材養成奨学金及びやる気チャレンジ奨学生の採用決定の通知は、それぞれ採用決定後速やかに本人あてに行うものとする。

2 学長は、前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、理事長に報告するものとする。

(奨学生の義務等)

第10条 奨学生として採用された者は、本学奨学制度の目的を十分に理解し、常に本学学生としての自覚をもって行動するとともに勉学に励まなければならない。

2 前項の奨学生のうち、第3条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する奨学生は、本学の各種行事その他学事運営に際しては、本学の要請に応じてボランティアとして協力しなければならない。また年度末までに、別に定める成績優秀奨学生報告書を提出しなければならない。

(奨学生資格の喪失)

第11条 奨学生が年度の途中で転学、退学、除籍、又は死亡等により本学学生の身分を失ったとき、休学及び本学学則（短期大学部学則を含む）に違反し懲戒処分を受けたとき若しくは当該年度の学費等が期日までに納付されないときは、その日の属する月を以て、奨学生の資格を喪失するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、スポーツ優秀特待奨学生及び特技優秀特待奨学生が、該当する学生団体に在籍しなくなったとき、または選考委員会が奨学生として不適切であると判断したときは、その日の属する月を以て、奨学生の資格を喪失するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、奨学生が病気その他止むを得ない事情で休学した場合で、その期間が3ヶ月未満であり、かつ、当該年度内に復学した場合は、学長が特に必要と認めた場合に限り、復学した日の属する月の翌月から奨学生の身分を復活させることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、福祉・介護人材養成奨学金の停止と中断については別に定めるところによる。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生が前条第1項または第2項の規定により奨学生資格を喪失したときは、前条第3項に該当する場合を除き、既に給付した奨学金を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学生の募集及び選考その他奨学制度の運用に関し必要な事

項は、常勤理事会の議を経て学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、常勤理事会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の表の入学時特待奨学生欄のうち、短期大学部に係る学科共通の欄の「奨学生の種類」及び「奨学金の種類及び給付額等」欄の規定の平成15年度入学生の適用については、次の表に読み替えて適用するものとする。

奨学生の種類			短期大学部	奨学金の種類及び給付額等
入学時 特待 奨学生	学 業 特 待 奨 学 生	A 優 遇	学科共通	入学金及び授業料（前期・後期） の全額免除
	ス ポ ー ツ 特 待 奨 学 生 特 技 特 待 奨 学 生	B 優 遇	学科共通	入学金の全額免除

- 3 第1項の規定にかかわらず、第5条第1項の表の在学特待奨学生欄の短期大学部の区分に係る奨学金の種類及び給付額等欄の規定の平成15年度の適用については、同欄中「200,000円」とあるのは「240,000円」と読み替えて適用するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる規定は、平成16年度入学生から適用する。
 - (1) 第5条第1項の表の入学時特待奨学生欄のうち、「スポーツ優秀特待奨学生」の区分欄及び「スポーツ優秀特待奨学生に関連する規定」
 - (2) 第5条第1項の表の入学時特待奨学生欄のうち、大学院研究科の区分に係る「研究科共通」の部分及び「大学院研究科の入学時特待奨学生に関連する規定」
- 5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる規定は、平成16年4月1日から適用する。
 - (1) 第5条第1項の表の在学特待奨学生欄のうち、学部の区分に係る「学部共通2年次以降在学生」の部分及び「学部の在学特待奨学生に関連する規定」
 - (2) 第5条第1項の表の一般奨学生欄のうち、短期大学部の区分に係る「学科共通2年次在学生」の部分及び「短期大学部の一般奨学生に関連する規定」
- 6 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 北海道浅井学園大学特待生規程（平成12年7月17日施行）
 - (2) 北海道浅井学園大学短期大学部特待生規程（平成10年4月1日施行）

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（奨学生の種類及び奨学金給付方法の変更に伴う改正）

この規程は、平成19年9月12日から施行し、平成19年8月24日から適用する。

附 則（奨学生の採用枠の変更及び適用する学部・学科等の変更に伴う改正）

この規程は、平成20年9月16日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（職務権限の改正に伴う改正）

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（奨学生の種類及び奨学金の種類・金額の変更、奨学融資奨学生の廃止に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（成績優秀特別奨学生の追加に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（入学時成績優秀特待奨学生及び成績優秀奨学生の選考基準の条文修正に伴う改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（選考委員会の委員追加に伴う改正）

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則（福祉・介護人材養成奨学金制度追加に伴う改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（本学奨学制度の重複制限に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（保証人契約の適正化に伴う改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（やる気チャレンジ奨学生制度の追加に伴う改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

8. 北翔大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）の学生及び北翔大学学内学生団体に関する規程（昭和38年6月1日施行）に規定する学内学生団体（以下「学生団体」という。）の表彰制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 北翔大学学則第74条、北翔大学大学院学則第71条及び北翔大学短期大学部学則第66条に規定する学生の表彰については、この規程を適用するものとする。

(目的)

第2条 本学の学生表彰制度は、在学中に、学業、課外活動及び学術、芸術、ボランティア、スポーツ、文化、その他の社会的な活動（正課及び課外活動を除く。以下「社会活動」という。）において精励し、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、優秀な功績又は成果を修めた学生及び学生団体を表彰し、将来国際的な実社会でリーダーとして意欲的に活躍できる優秀な人材を育成し、もって、本学のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び被表彰者等の資格等)

第3条 表彰の種類及び被表彰者（学生団体を含む。以下同じ。）の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学業成績表彰 向学心が高く、品行方正であり、かつ、学業に精励し、特に優秀な成績を修めた人物優秀な学生
- (2) 課外活動表彰 課外活動が活発であり、その成果が特に顕著で、かつ、課外活動の振興に功績があった人物優秀な学生及び学生団体
- (3) 社会活動表彰 社会活動において、社会的に高い評価を受ける功績又は善行のあった人物優秀な学生及び学生団体

2 前項各号に掲げる表彰の被表彰者で、特出した功績又は成果を修め、本学の名声及び名誉を著しく高めるなど学生の模範となる功績又は善行のあった学生及び学生団体に対しては、特別表彰をすることができる。

3 前項の特別表彰は、浅井淑子特別賞と称する。

(対象期間)

第4条 前条に規定する表彰に係る功績又は成果等の評価の対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生である被表彰者にあつては、正規の在学年限とする。ただし、前条第1項第2号及び第3号に規定する表彰のうち、特に必要があると認められるときは、表彰に値する当該功績又は成果等があった年度とすることができる。
- (2) 学生団体である被表彰者にあつては、各年度とする。

(表彰の日)

第5条 表彰は、学位記授与式（短期大学部にあつては卒業・修了式）の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、被表彰者が卒業生又は修了生でない学生及び学生団体の場合は、別に定める日とすることができる。

(表彰状の授与)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて記念品を贈呈することがある。

(被表彰候補者の選考)

第7条 被表彰候補者の選考は、学生生活支援委員会が行う。

2 前項の選考にあたり、教育支援総合センター長は、学習支援委員長、学科長、研究科長及び学生団体の顧問（以下「学科長等」という。）に、被表彰候補者の推薦を求めるものとする。

3 推薦を求められた学科長等は、推薦候補者がある場合は、別に定める被表彰候補者推薦書に必要な証明書類等を添付し、教育支援総合センター長に推薦するものとする。

4 教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において審査・選考を行い、被表彰候補者を学長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者の決定は、教育支援総合センター長の報告に基づき、教授会（大学院の学生にあっては、大学院委員会とする。）の議を経て学長が行う。

(事務所管)

第9条 学生表彰に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、被表彰者の選考その他学生表彰制度の運用に関し必要な事項は、学生生活支援委員会の議を経て学長が別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 北海道浅井学園大学短期大学部表彰規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

9. 北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、北翔大学（北翔大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）における学則の規定（北翔大学学則第14条第1項第3号及び第75条、北翔大学短期大学部学則第9条第1項第3号及び第67条並びに北翔大学大学院学則第9条第1項第3号及び第72条の規定をいう。以下「学則の規定」という。）に基づく本学学生の指導及び罰則の適用並びに運用等に関し必要な指針を示すものとする。

(目的)

第2条 前条の指針は、本学学生が刑事及び民事上等の犯罪又は犯罪に類する行為その他学則の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為（以下「不祥事」という。）があった場合の、当該不祥事を行った学生に対する学則の規定に基づく指導及び罰則の適用区分、種類、内容及び手続き等の取り扱いの基本方針並びに発生防止の措置等を示し、学部（短期大学部及び大学院の研究科を含む。以下「学部等」という。）及び学科（短期大学部の専攻科及び大学院の専攻を含む。以下「学科等」という。）会議並びに学生生活支援委員会における審議に資するとともに不祥事の発生を防止し、もって、本学の安全と健全な教育環境を維持することを目的とする。

2 前項に規定する不祥事のうち、学内的にも社会的にも特に重大な不祥事の場合の罰則の適用及び処分内容の審議にあたっては、本学顧問弁護士の意見を求め、適切に対処するものとする。

(指導及び罰則の区分)

第3条 学生が不祥事を行った場合の指導及び罰則の区分は、教育的な配慮による指導措置（以下「措置」という。）及び懲戒処分（以下「処分」という。）とする。

(措置の種類)

第4条 措置は、処分に至らない不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促し、再発防止を指導するために行う教育的指導措置とする。

2 措置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 自宅謹慎

3 前項各号に規定する措置は、文書により行うものとし、第2号に規定する自宅謹慎の期間は、不祥事の内容に応じ、7日以上13日以下とする。

(処分の種類)

第5条 処分は、学則の規定に基づく処分に該当する不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促すとともに当該行為を戒め、再発防止を指導するために行う処分又は本学の健全な教育環境を維持するために学生の身分を消滅させる処分とする。

2 処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項各号に規定する処分は、文書の交付を以て行うものとし、第2号に規定する停学の期間は、不祥事の内容に応じ、14日以上180日以下とする。ただし、学科指導教員が行う停学期間の観察により、学科長が停学期間の短縮を必要と判断した場合は、学生生活支援委員会に申し出ることがで

きる。学生生活支援委員会は教育支援総合センター長と速やかに協議を行い、停学期間変更が相当と判断された場合は学長および副学長に停学期間変更案の報告を行う。学長は教授会の議を経て決定を行う。

(不祥事の種類)

第6条 このガイドラインに示す不祥事とは、殺傷、強盗、窃盗、恐喝、暴行、虐待、監禁、拘束、詐欺、脅迫、横領、放火、違法薬物等の所持・使用・販売、不同意性交、不同意わいせつ、住居等侵入、重大な交通違反、20歳未満の飲酒・喫煙、ネットワーク不正アクセス行為、ハラスメント、経済的・精神的な不安や苦痛を与える勧誘や強要、施設設備・備品等の故意による破損・損壊、試験における不正行為、SNSの不適切情報発信、大学構内での喫煙、学内での飲酒、その他これらに類する行為で、学内秩序の維持や本学学生及び教職員（以下「学生等」という。）に恐怖・迷惑・不安・不快等を与える行為、社会正義に反する行為をいう。

(処分等の適用基準等)

第7条 学生が行った前条に掲げる不祥事で、本ガイドラインに基づく措置又は処分（以下「処分等」という。）の適用区分及び基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 本学構内（教育実習又は課外活動等で本学の管理下で行われる学外の施設等を利用する場合を含む。）で行った不祥事の場合

イ 当該不祥事が、凶悪、凶暴、破廉恥その他学内秩序の維持及び他の学生等に恐怖、迷惑又は不安等直接重大な悪影響を及ぼす行為の場合並びに口に掲げる不祥事の場合で再犯行為があったときは、原則として処分を適用する。

ロ 当該不祥事が、他の学生等に影響がない軽微な行為又は特定の学生等との関わりで、双方で和解が成立した行為の場合は、原則として措置を適用する。

(2) 学外で行った不祥事で、刑事及び民事上等の犯罪に該当し、逮捕又は拘留された不祥事の場合

イ 当該不祥事が、凶悪、凶暴、破廉恥その他本学の名誉を著しく傷つけ、本学に社会的な悪影響が生ずる恐れがあると認められる重大な行為の場合は、原則として処分を適用する。

ロ 当該不祥事が、イに掲げる以外の行為で、本人自身又は本学の学生等以外の者に係わる行為の場合は、原則として、司直の処分等に委ねるものとし、その行為の内容に応じては、措置を適用することがある。

2 前項に規定する不祥事を行った学生に対する処分等は、第4条第2項各号に規定する措置及び第5条第2項各号に規定する処分のいずれか一の処分等を行うものとし、同一の不祥事について、複数の処分等を併せ行うことはできない。

3 第5条第2項各号に規定する処分の適用を受けた学生の学籍簿には、当該処分の内容を記録するものとする。

(退学願又は休学願が提出された場合の取扱)

第8条 第6条に掲げる不祥事を行った学生から、当該行為を反省し、自ら謹慎し、又は本学を辞するため、学則に基づき、学長に休学願又は退学願の提出があったときは、次の基準により取り扱うことを基本とする。ただし、当該不祥事が前条第1項第1号のイ又は第2号のイに該当し、第5条第2項第3号に掲げる退学の処分が適当と認められる場合を除くものとする。

(1) 退学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等（判決を含む。以下同じ。）の結果にかかわらず退学を許可することができるものとする。

(2) 休学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等の結果

又は経過を考慮して前条の基準を適用し、休学を許可することができるものとする。ただし、休学の期間は、6カ月を超えないものとする。

- 2 前項各号の規定に基づき退学又は休学を許可するにあたっては、第4条第2項第1号に規定する措置を行うものとする。

(退学勧告)

第9条 学生が行った不祥事のうち、第5条第2項第3号に規定する退学の処分が適当と認められるとき（前条第1項ただし書に該当する場合を除く。）は、当該学生の所属する学部長（研究科長を含む。以下「学部長等」という。）は、当該学生に退学願の提出を勧告することができる。

- 2 前項の勧告を行うにあたっては、所属学部長等は、教育支援総合センター長と協議するものとする。

- 3 前項の協議があったときは、教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において第11条第1項の規定を準用し、事前審査を行うものとする。

(不祥事の確認及び特別委員会の設置)

第10条 報道その他の情報等により、学生が第6条に規定する不祥事を行ったことが判明したときは、当該学生の所属する学科長（研究科長を含む。）は、教育支援総合センター長及び事務局長と共同して事実確認にあたりるとともに、当該学生の所属する学科長（研究科長を含む。）は不祥事発生についての報告を当該学部長に、教育支援総合センター長は学長及び副学長に行う。

- 2 前項の事実確認後、当該学生の所属する学科長は当該学部長に、学生生活支援オフィス長は、学長及び副学長にその内容を報告するものとする。

- 3 第2項の事実確認の結果、当該不祥事が重大で、第7条第1項第1号のイ又は第2号のイの基準に該当すると認められ、調査及び防止対策その他必要な措置を講ずる必要があると判断される場合には、教育支援総合センター長は、学長に報告し、学長は、関係者による特別委員会を設置するものとする。

(処分等の審査及び決定手続)

第11条 教育支援総合センター長は、学生が第7条に該当すると認められる不祥事で、前条第3項の規定に基づき特別委員会が設置された場合には、その審査結果について、それ以外の場合は、直ちに関係学科長（研究科長を含む。）と協議の上、学生生活支援委員会において第7条各号に規定する不祥事に対する処分等について審査を行い、第5条第2項各号に規定する処分が相当と判断した審査結果について学長に報告するものとする。学長は、教授会（大学院委員会を含む。）の議を経て処分を決定する。

- 2 教育支援総合センター長は、前項の学生生活支援委員会の審査の結果、第4条第2項各号に規定する措置が相当と判断した場合は、その旨を該当学生の所属する学部長に通知し、該当の学部長は、該当の学科会議及び学部会議（研究科委員会を含む。）において審査を行い、その結果を別紙様式第1による措置報告書により学生生活支援オフィス長及び学長に報告し、承認を得て措置を決定する。教育支援総合センター長は、第12条の規定する措置の通告が行われたとき、教授会（大学院委員会を含む。）においてその経過と措置内容について報告をするものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第6条に規定する不祥事のうち当該不祥事が、指定場所以外又は20才未満の喫煙の場合は、「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」に、試験における不正行為の場合は、「北翔大学における試験時に不正行為を行った学生の取扱要項」に定める基準及び手続き等により処分等を行うものとする。

(処分等の通告及び処分等の日)

第12条 前条第1項から第3項の規定に基づく処分等の該当学生への通告は、教育支援総合センター長が、別紙様式第2による懲戒処分通知書又は別紙様式第3による謹慎措置通知書を交付することにより行うものとし、その効力の発生日は、当該通知書の交付の日とする。

2 前条第2項の規定に基づく措置の当該学生への厳重注意の通告は、当該学生の所属する学部長等が、口頭により行うものとし、その効力の発生日は、口頭による通告の日とする。

3 教育支援総合センター長は、学生に対し前2項に規定する処分等の通告を行ったときは、当該学生の父母等にその旨を通知するものとする。

(不祥事発生の防止措置等)

第13条 教育支援総合センター長は、不祥事等が発生した場合は、速やかに学生掲示板等に事実関係を公表して周知すると共に学生に同種不祥事の再発防止を告示し、不祥事発生の防止と本学の安全及び健全な教育環境の維持に努めなければならない。

2 学部長等、学科長及びクラス担任（ゼミ担当教員を含む。）のほか全教職員は、教育支援総合センター長を助け、クラスミーティング、ゼミナール、ガイダンス、オリエンテーション等の機会を捉え、全学生に対するポスター等資料の配布、ビデオ等視聴覚資料の利用、構内放送、学生便覧等学内広報誌への掲載を通じ、啓発活動と学生指導を徹底し、不祥事の発生防止に努めるものとする。

(事務所管)

第14条 本学学生の処分等に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。
(改正)

第15条 このガイドラインの改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 このガイドラインは、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成17年4月1日から実施する。

附 則（措置の種類等の整備に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成18年4月1日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

このガイドラインは、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（文言の整備および措置・処分の改正に伴う改正）

このガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。

附 則（不祥事の種類等の整備に伴う改正）

このガイドラインは、令和5年8月8日から適用する。

10. 北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項

(趣旨)

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不幸事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン（令和2年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。）第11条第3項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不幸事のうち、大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

(喫煙ルール)

第2 本学では、学生の新たな21世紀文化人としてのより一層の教養を涵養するため、禁煙を学風に組み込み、これを徹底し大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙を禁止する。

(巡回)

第3 第2に規定するルールの完遂を期するため、教職員及び喫煙監視パトロール員（以下「監視員等」という。）による学内巡回を適宜実施する。

2 監視員等は、ルールに違反する学生があったときは、学生証の提示を求め所属、氏名、学年等を確認するものとする。

3 学生は、常に学生証を携帯し、監視員等から学生証の提示を求められたときは、直ちに提示しなければならない。

(違反行為に対する措置等)

第4 第2に規定するルールに対する違反行為があった場合は、当該学生に対し、嚴重注意及び自宅謹慎の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する違反行為とは、大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙を違反行為とする。

3 前項に規定する違反行為があった場合の措置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1回目の違反者 嚴重注意措置および学生生活支援委員会が指定するボランティア活動を課すものとする。

(2) 第2回目の違反者 7日間の自宅謹慎措置とする。

(3) 第3回目の違反者 13日間の自宅謹慎措置とする。

4 前項各号に掲げる違反者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育支援総合センター長等から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

5 教育支援総合センター長は、第3項第1号に規定する違反者に対する嚴重注意の通告は、口頭により行うものとし、その効力の発行日は、口頭による通告の日とする。

6 教育支援総合センター長は、第3項第2号及び第3号に規定する違反者に対し、当該違反を行った日から謹慎措置通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。

7 前項の自宅待機期間は、第3項第2号及び第3号に規定する自宅謹慎期間に算入しない。

(ルールに違反した学生の取扱)

第5 ルールに違反した学生の取り扱いについては、「学内における喫煙ルールに違反した本学学生の取り扱い（令和5年8月1日学生委員会決定）に基づき対応するものとする。

(教育支援総合センター長の教授会等への報告)

第6 教育支援総合センター長は、違反者について、第4の第3項に規定する嚴重注意及び自宅謹慎の措置を行ったときは、学生生活支援委員会及び教授会（大学院委員会を含む。）に報告するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。
附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）
- 1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（違反行為に対する措置等の整備に伴う改正）
- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（校名変更に伴う改正）
- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（組織機構改正に伴う改正）
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（喫煙場所一部廃止に伴う改正）
- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（指定喫煙場所変更に伴う改正）
- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
附 則（指定喫煙場所変更に伴う改正）
- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（大学構内全面禁煙に伴う改正）
- 1 この要項は、令和5年8月8日から施行する。

11. 北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項

（趣旨）

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン（平成16年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。）第11条第2項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不祥事のうち、試験における不正行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

（試験における受験心得）

第2 学生は、学則の規定（北翔大学学則第54条、北翔大学短期大学部学則第50条及び北翔大学大学院学則第53条）に基づく科目試験の受験（以下「試験」という。）にあたっては、学生としての自分を自覚し、少しでも不正・不注意の行為を行ってはならない。

2 試験にあたり、次の各号に掲げる不正行為を行った者は、当該授業科目及び当該授業科目の試験と同一の学期に実施される全ての授業科目の試験を無効とする。

- (1) カンニングペーパー及びこれに類するものを所持又は使用すること。
- (2) 身代わり受験すること。
- (3) 机上等への書き込みをし、かつ、見ること。
- (4) 他人の答案をのぞき見ること、及び故意に見せること。
- (5) 他人の学生証で受験すること。
- (6) 指定された書籍、辞書等以外のものを使用すること。
- (7) その他不正とみなされる行為をすること。

(処分等)

第3 第2の第2項各号に規定する不正行為があった場合は、当該学生に対し、ガイドライン第4条第2項第1号に規定する自宅謹慎の措置又は第5条第2項第2号に規定する停学若しくは第3号に規定する退学の処分を講ずるものとする。

2 前項に規定する不正行為があった場合の措置又は処分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1回目の不正行為者 1週間の自宅謹慎措置とする。

(2) 第2回目の不正行為者 3カ月の停学処分とする。

(3) 第3回目の不正行為者 退学処分とする。

3 前項各号に掲げる不正行為者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育支援総合センター長及び所属学科長（研究科長を含む。）から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

4 教育支援総合センター長は、不正行為者に対し、当該行為を行った日から謹慎措置通知書又は懲戒処分通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。

5 前項の自宅待機期間は、第2項第1号及び第2号に規定する自宅謹慎期間及び停学期間に算入しない。

(退学勧告)

第4 第3の第2項第3号に規定する不正行為者に対しては、ガイドライン第9条第1項の規定を準用するものとする。

(不正行為を行った学生の取扱い)

第5 不正行為を行った学生の取り扱いについては、別紙の「試験における不正行為を行った本学学生の取り扱い（平成16年2月20日学生委員会決定）」に基づき対応するものとする。

(教育支援総合センター長の教授会等への付議及び報告)

第6 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第1号に規定する措置を行ったとき及び第4の規定に基づき退学願の提出があったときは、学生生活支援委員会及び教授会（大学院委員会を含む。以下同じ。）に報告するものとする。

2 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第2号の規定に基づく停学処分又は第3号の規定に基づく退学処分をしようとするときは、学生生活支援委員会の議を経て教授会に付議しなければならない。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

12. 学校法人北翔大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

- 第1条 学校法人北翔大学（以下「法人」という。）は、法人の教育活動や研究活動の場に在学・在籍・勤務する人、及びそれに関連する構成員に対する、あらゆる形の嫌がらせや人権侵害をなくし、これら全ての人々が快適な環境で教育・学習・研究・労働を行う権利を擁護する。
- 2 この規程は、法人におけるキャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に公正・適正に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 3 この規程を補い有効に機能させるために「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」を別に定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) キャンパス・ハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「アルコール・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」の他、法人関係者によって引き起こされる「その他のハラスメント」をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的、暴力的な言動を行い、相手に不利益や不快感を与える行為をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、学校における職務上、修学上又は研究上の優越的地位を不当に利用して、相手の職務上、修学上若しくは研究上の権利を侵害し、又は人格を辱める言動や行為をいう。
- (4) アルコール・ハラスメントとは、アルコールにまつわる嫌がらせや人権侵害の言動をいう。具体的には飲酒の強要、イッキ飲み、酔いつぶし、酔ってからむ言動や飲めない人への配慮を欠く行為をいう。
- (5) パワー・ハラスメントとは、職制や管理する立場にある者が職場内での立場を悪用して権力を使い、職場と関係のない嫌がらせを繰り返し、精神的苦痛を与えること及び職場環境に深刻な影響を与える言動や行為をいう。
- (6) その他のハラスメントとは、言葉や態度、身振りや文書などによって、人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場や修学等をやめざるを得ない状況に追い込んだり、キャンパス内の雰囲気が悪くさせる言動等（モラル・ハラスメント）をいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントにより相手の職務上、修学上、若しくは研究上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応に起因して相手が職務上、修学上、又は研究上の不利益を受けるこという。

(適用の範囲)

第3条 この規程の適用対象は、次の各号に定める。

- (1) 役員、職員：法人の役員及び法人において就業する職員
- (2) 学生：大学院学生、学部学生、学科学生、研究生、聴講生、科目等履修生、その他の法人が設置する学校において修学している者
- (3) 関係者：学生の保護者、関係業者その他の役員、職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の

関係を有する者

(理事長の責務)

第4条 理事長は、法人におけるハラスメントの防止等に関し、最終的な責任を負う。

(学長の責務)

第5条 学長は、学校において人権侵害のない学校づくりを推進することをはじめ、再発防止や被害者の救済、問題解決など、本規程や「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」に定めるあらゆる過程において責任をもつ。

(指導・啓発)

第6条 次に掲げる者は、ハラスメントの発生の防止のため、職員及び学生に対する指導・啓発等を行うものとする。

(1) 北翔大学（短期大学部を含む。）

学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、学生生活支援委員長、学習支援委員長、図書館長、センター長、オフィス長及び事務局長

(役員、職員及び学生の責務)

第7条 役員、職員及び学生は、この規程及びハラスメントの防止等のための指針（別紙）を十分に理解し、ハラスメントを行わないよう努めなければならない。

(苦情・相談の申出)

第8条 役員、職員、学生及び関係者は、第9条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）にハラスメントに関する苦情・相談を申し出ることができる。

2 事情によって本人自らが申出できない場合には、本人から依頼を受けた者が、本人に代わって申出できる。

3 本人又はその代理人は、この申出によって不利益を受けない。本人又はその代理人は、申出によって不利益を受けたと認知する場合には、第11条に規定するキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に対し、その事実に関する調査及び解決を申し立てることができる。

4 本人又はその代理人は、申出を取り下げることができる。

5 申出は、別紙様式1「キャンパス・ハラスメント苦情・相談申出書（学生用）」または別紙様式2「キャンパス・ハラスメント苦情・相談申出書（教職員用）」の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申出については、相談員が、これを書面に記録し、申出人の署名を得るものとする。

(キャンパス・ハラスメント相談員)

第9条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という。）に対応するため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、被害を訴えた者に対し、本人本位に事情を聞き取り、救済や問題解決の手続きを伝え、今後とるべき方法について本人が意思決定できるよう援助する。相談員は、次に掲げる業務を行う。

(1) 苦情・相談を受け付ける。

(2) 前号の苦情・相談の内容を、第10条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員会議に報告する。

(3) 必要に応じ、当事者等に事実確認を行う。

- 3 相談員は、相談者や当事者等のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分配慮する。
- 4 相談員は、次の各号により、学長が任命する。
 - (1) 北翔大学（短期大学部含む。以下同じ。）各学科の教育職員のうちから学科長が推薦する者、それぞれ各1名
 - (2) 事務職員・技術職員のうちから事務局長が推薦する者3名
 - (3) その他、職員のうちから学長が指名する者2名を加えることができる。
- 5 前項に規定する者の他、ハラスメントの防止等に関する識見を有する学外者を相談員に加えることができる。
- 6 相談員は、性別や職階等に偏りがないように選任されるものとする。
- 7 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 相談員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(キャンパス・ハラスメント相談員会議)

第10条 苦情・相談への対応を適切かつ円滑に行うため、北翔大学にキャンパス・ハラスメント相談員会議（以下「相談員会議」という。）を置く。

- 2 相談員会議は、相談員をもって組織し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 苦情・相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずる。
 - (2) 相談員がハラスメントに係る苦情・相談を受けた場合、相談員会議代表者は権限を有する学内機関や職員に対して問題解決のための調整を依頼することができる。
 - (3) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査を防止対策委員会に要請する。
 - (4) ハラスメント被害の相談があり、緊急に被害申し立て者に対する保護を講ずるべき事項があると判断した場合には、権限を有する学内機関の長に文書をもって措置を要請する。又、要請を行ったことを防止対策委員会に通知する。
 - (5) 苦情・相談の事例を研究する。
- 3 相談員会議に議長を置き、相談員の互選によって選出する。
- 4 相談員会議議長は、相談員会議を代表する。
(キャンパス・ハラスメント防止対策委員会)

第11条 ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、北翔大学にキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

- 2 防止対策委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) ハラスメントの防止等に関する施策を策定する。
 - (2) ハラスメントに起因する問題についての事実関係を調査し、当該調査結果等について、相談者に報告する。
 - (3) ハラスメントに起因する問題に係る役員、職員、学生及び関係者に対する必要な身分上の措置等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
 - (4) 必要な場合には、相談者に対する緊急保護措置を理事長に要請する。
 - (5) ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに役員、職員、学生及び関係者への指導・啓発等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
 - (6) ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施する。
 - (7) その他ハラスメントの防止等に関する必要な業務を行う。
- 3 防止対策委員会は、前項に規定する業務を行うにあたり、必要に応じ、学長及び理事長に報告す

るものとする。

（防止対策委員会の組織）

第12条 防止対策委員会は、職員のうちから、それぞれ若干名の委員をもって構成し、委員は理事長が任命する。

2 防止対策委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。委員は、短期大学部長が推薦する者1名、大学学部長が推薦する者それぞれ各1名、事務局長が推薦する者1名、及び事務局総務部総務課長をもって構成する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、防止対策委員会の業務を統括する。

（キャンパス・ハラスメント調査委員会）

第13条 ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するために、当該問題ごとに防止対策委員会にキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 防止対策委員会は、相談申出人の意に反して調査委員会を設置することはできない。

3 調査委員会は、個人の秘密を厳守し、次の業務を行う。

（1）当事者・関係者からのヒヤリングの実施など、問題解決に必要な事項を調査する。なお、ヒヤリングは当事者の事前の同意を得て実施することとし、男女各1名以上の調査委員により行う。

（2）防止対策委員会等への調査結果の報告。

4 調査委員会は、調査委員長及び男女各1名、又は男女各2名の委員で組織する。

5 調査委員長並びに調査委員は、防止対策委員会の推薦により防止対策委員長が委嘱する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において利害関係がある者を委員に委嘱することはできない。

6 防止対策委員長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の委嘱を解くものとする。

7 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。

8 委員長以外の氏名、所属等は公表されない。ただし、相談等申出人には調査委員について通知するものとする。

9 防止対策委員会は、当該ハラスメントに起因する問題が解決したときは、調査委員会を解散するものとする。

（弁護士への調査委任）

第14条 防止対策委員会が必要と認めるときには、事実関係の調査を弁護士に委任することができる。

2 前項の委任を行うときは、あらかじめ理事長の同意を得なければならない。

（報告、要請、勧告等の文書化）

第15条 相談員、相談員会議、防止対策委員会、調査委員会における報告、要請、勧告等は、原則としてすべて文書によって行われなければならない。

（守秘義務）

第16条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、任務遂行上知り得た内容について他に漏らしてはならない。又、退任後、退職後、卒業等

後も同様とする。

（不利益な取扱いの禁止）

第17条 役員、職員及び学生は、ハラスメントに対する苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。又、二次被害が生じないように十分に配慮しなければならない。

（虚偽の申し立て・証言の禁止）

第18条 虚偽の申し立て・証言をしてはならない。又、虚偽の申し立て・証言により関係者に不利益が生じたり、あるいは生じる恐れがある場合、理事長及び学長は速やかに、その回復や予防の為の措置を講じなければならない。

（不服の申し立て）

第19条 当事者はその処分や措置内容に不服がある場合、防止対策委員長に申し立てを行うことができる。

2 不服申し立ては、同一事案に対して一度しか認められない。

（事務所管）

第20条 防止対策委員会、調査委員会及び相談員会議に関する事務は、事務局総務部が処理する。

（雑則）

第21条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、理事長が定める。

（改廃）

第22条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、学校法人浅井学園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成16年7月26日制定）を廃止する。

附 則（職制の変更に伴う改正及び辞令式等の整備に伴う改正）

この規程は、平成20年12月5日から施工し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（防止対策委員会委員の選任に係る規定の改正に伴う改正）

1 この規程は、平成22年7月6日から施工する。

2 現北翔大学ハラスメント防止対策委員会委員長（担当副学長）の任期は、平成22年8月31日までとする。現北海道ドレスメーカー学院ハラスメント防止対策委員会委員長（副院長）の任期は、平成22年8月31日までとする。

附 則（苦情・相談申出書の制定及び（別紙）Ⅰ．キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針（ガイドライン）の改正）

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則（相談員構成の変更に伴う改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（法人名称変更、北海道ドレスメーカー学院の設置者変更及び規定の整備に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

13. 学校法人北翔大学学生に関する個人情報の取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北翔大学個人情報保護規程第21条の規定に基づき、学校法人北翔大学（以下「法人」という。）が保有する学生に関する個人情報の取扱いについて基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する法人の責務を明らかにするとともに、学生に自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除等の請求権を保障することによって、学生個々人が自らの情報の主体者としての行動を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「学生」とは、現在及び過去の学生、「教職員」とは教育職員、事務職員、技術職員及び法人の業務に直接関わりがあり、又は関わりがあった者をいう。

2 この規程において、「個人情報」とは、学生について特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、教職員が業務上取得又は作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む。）をいう。

(責務)

第3条 学長はこの規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員又は教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに法人内の教職員も含め他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、法人外の組織、団体に業務上又は自主的な活動において対応する場合は本規程によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集及び利用の制限等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員が業務上個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想及び信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときを除き、直接本人から収集しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき。（別紙様式第1個人情報の間接提供に関する同意書による。）

(2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。

(3) 教育職員の教育指導上、特段の必要性があるとき。

(4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。

(5) 指導又は相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。

(6) 学長が正当な理由があると認めたとき。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破損その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄又は消去

2 学長は前項の事務をはじめ、本規程に基づく業務を適切に執行するため、学生に係る個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任する。

3 前項の事務業務について、管理責任者の統括のもと、総務部総務課が所管する。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。（別紙様式第2個人情報の目的外利用に関する同意書による。）
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教育職員及び保護者の教育上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 学長又は管理責任者が必要と認めたとき。

2 前項第1から4の各号に該当して個人情報を利用又は提供する場合、又は緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに管理責任者に届け出なければならない。

3 第1項第5号に該当して個人情報を利用する場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに提供を受ける部局の業務管理者に、別紙様式第3個人情報目的外利用提供申請書により届け出なければならない。

(個人情報の学内取扱い)

第7条 収集した個人情報をその目的のために利用するにあたり、教育職員は所属する学部以外の学部（以下「他学部」という。）又は所属する学部内の学科のうち所属する学科以外の学科（以下「他学科」という。）若しくは事務局組織から個人情報の提供を受ける場合は、他学部にあつては当該学部の学部長、他学科にあつては当該学科の学科長、事務局組織にあつては所管課長に、別紙様式第4個人情報提供申請書によるものとする。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第8条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第9条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について管理責任者に、別紙様式第5個人情報直接収集申請書により届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的

- (3) 個人情報の収集対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録形態

2 前項により届け出た事項を変更又は廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第10条 学生は法人が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する請求は、管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した別紙様式第6個人情報開示訂正依頼書を提出することにより行う。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第11条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続きに準じて、管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第12条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。
- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した、別紙様式第7個人情報不服申立て書を学長に対し提出することにより行う。
- (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
- (2) 不服申立て事項

- (3) 不服申立て理由
- (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 管理

(事務所管)

第13条 本規程の事務は総務部総務課が所管する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する

附 則 (個人情報管理責任者に係る規定改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成22年7月15日から施行する

附 則 (事務所管に関する文言の整理に伴う改正)

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (法人名称の変更、北海道ドレスメーカー学院の設置者変更及び引用規程の改正に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

14. 北翔大学学内学生団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学、北翔大学大学院及び北翔大学短期大学部（以下「本学」という）の学内学生団体（以下「団体」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の区分等)

第2条 前条に規定する団体とは、第6条に規定する学長が設立を許可した団体とする。

- 2 前項の団体は、その目的及び活動内容により、次の2区分とする。

(1) 文化系団体 目的及び活動内容が、文化、芸術その他体育活動以外のものである団体

(2) 体育系団体 目的及び活動内容が、体育活動である団体

(団体の構成員)

第3条 団体の構成員は、本学に在籍する学生に限るものとする。

(団体設立の許可要件)

第4条 団体として設立許可されるためには、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 団体の目的及び活動内容が、課外活動を目的として組織されるものであり、かつ、本学の教育目的に沿うものであること

(2) 本学の学生が広く参加できる組織であり、かつ、原則として、複数学科及び複数学年の学生5名以上の構成員により組織されていること

(3) 継続的に活動するものであること

(4) 顧問が置かれていること。ただし、顧問は、原則として、本学の専任教員とすること。

2 前項の規定は、第11条の規定により団体が継続しようとする場合も同様とする。

(団体の設立許可申請)

第5条 団体の設立許可申請は、次の各号に掲げる事項を記載した設立許可願を学長（北翔大学学長及び北翔大学短期大学部学長をいう。以下同じ）に提出しなければならない。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的及び活動内容

(3) 代表者、役員及び発起人の氏名

(4) 顧問の就任承諾書

2 前項の設立許可願には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の規約（運営組織、役員の選出方法及び会計に関する事項等が定められているもの）

(2) 顧問以外の指導者等（コーチ含む。以下同じ）を委嘱する場合は、その経歴書及び承諾書

(3) 構成員の名簿（代表者、役員及び発起人を除く）

(団体の設立許可)

第6条 学長は、前条の規定に基づき、設立許可申請のあったものについて、適当と認めるときは、団体の設立を許可する。

2 本学を代表して各種学生競技連盟等に加盟登録できる団体は、各競技毎に1団体のみ許可するものとする。

3 教育支援総合センター長は、団体の設立を許可したときは、学生生活支援委員会及び教授会（北翔大学教授会及び北翔大学短期大学部教授会をいう。以下同じ）に報告するものとする。

(便宜供与等)

第7条 団体は、教育支援総合センター長が必要と認めたときは、次の各号に掲げる便宜等を受けることができる。

(1) 部屋の貸与を受けること

(2) 本学の諸施設及び備品・校具等を使用すること

(3) 本学の教職員の指導、助言及び援助を受けること

(4) 活動に必要な経費の一部について助成を受けること

(学外諸団体への加盟等)

第8条 団体が、学外の諸団体に加盟する場合は、その旨を遅滞なく学長に届け出なければならない。

2 団体が、学外の諸団体と協同して活動する場合は、その旨を遅滞なく学長に届け出なければならない。

(金銭の授受等)

第9条 団体が、その活動のため、学内外において金銭上の利益を伴う行為をしようとする場合又は学内外の個人から財政上の援助を受ける場合は、学長の許可を得なければならない。

(活動報告)

第10条 団体は、対外試合、合宿その他行事等を実施したときは、終了後1週間以内に、顧問の承認を経て、活動報告書を教育支援総合センター長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、団体は、毎年5月31日までに、前年度の年間活動結果及び会計状況報告書を作成し、顧問の承認を経て、教育支援総合センター長に提出しなければならない。

（団体の継続）

第11条 団体がその活動を年度をこえて続けようとする場合は、毎年5月31日までに、顧問の承認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した継続願及び年間活動計画を学長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の主な活動内容
- (3) 代表者及び役員の氏名
- (4) 顧問の氏名（確認書）

2 前項の継続願には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の規約（運営組織、役員の選出方法及び会計に関する事項等に変更がある場合に限る）
- (2) 顧問以外の指導者等を委嘱する場合は、その経歴書及び承諾書
- (3) 構成員の名簿（代表者及び役員を除く）

（届出義務）

第12条 団体は、第5条第1項及び第2項の各号に定める事項を変更する場合は、顧問の承認を経て、事前に学長に届け出なければならない。

（解散）

第13条 団体の活動が維持できない場合、あるいは構成員の総意をもって団体を解散する場合は、顧問の承認を経て、学長に届け出なければならない。

2 団体が特別の事情なくして、所定の報告書、届出若しくは継続願を提出しない場合は、その団体は解散したものとみなすことができる。

3 団体において、著しく不正な行為、公序良俗に反する行為若しくは他者の基本的人権を侵害する行為が認められる場合には、学長は、団体の設立許可を取り消すことができる。

4 団体の活動が維持できなくなった学生団体は、学長に対して休部を申し出ることができる。その場合は、毎年5月31日までに、その旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 休部した学生団体が1年後に活動を再開できない場合、当該団体の構成員あるいは顧問はその1年間の経過状況を学長に報告するものとする。
- (2) 休部期間は最長2年間とし、この期間内に活動を再開できない場合、学長は当該団体を解散することができる。
- (3) 休部中の学生団体が活動を再開する場合は、第11条に示された継続願および年間活動計画を学長に提出しなければならない。

（事務所管）

第14条 団体に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、団体の取扱い等に関し必要な事項は、北翔大学学内学生団体取扱内規に定める。

（改廃）

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和38年6月1日から実施する。

2 この規程は、平成9年4月1日から実施する。

3 この規程は、平成10年2月1日から実施する。

附 則（学校名称変更に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前に設置が許可された団体が、平成14年度に第11条の規定に基づき、活動を継続しようとする場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第2号の規定の適用については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（休部制度の新設に伴う改正）

1 この規程は、平成23年8月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

15. 学内施設使用規程

（目的）

第1条 この規程は、北翔大学並びに北翔大学短期大学部の学生及び学内学生団体の学内施設使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 学内施設とは、校地・校舎及びこれらに付属する設備・備品をいう。

（使用時間）

第3条 学内施設を使用できる時間は、原則として、午前9時から午後9時までとする。ただし、体育施設については、使用者の申し出に基づき、教育支援総合センター長はこれによらない取扱いを認めることができる。

（使用許可願）

第4条 学内施設の使用は、原則として使用1週間前に、次の各号を記載した使用許可願を顧問等の承認を経て、学生生活支援オフィスに提出しなければならない。

- (1) 使用責任者氏名または学内学生団体責任者氏名及び使用学生数
- (2) 使用日時
- (3) 使用目的
- (4) 使用を希望する施設の名称

（使用許可）

第5条 学内施設使用の許可は、次の各号の事項を記載した文書交付をもって行う。

- (1) 使用日時
- (2) 使用目的
- (3) 使用を許可する学内施設の名称
- (4) 学内施設使用に際しての順守事項
- (5) その他必要と認められる事項

(許可の取消)

第6条 学内施設使用に際し、営利行為等の目的外の行為、公序良俗に著しく反する行為、他者の基本的人権を侵害する行為が認められる場合は、施設使用の許可を取り消し、使用を禁止するために必要な措置をとることができる。

2 無届けによる学内施設使用がある場合は、使用を禁止するなどの必要な措置をとるものとする。

(委任)

第7条 大学長及び短期大学長は、学内施設使用に関する事項を教育支援総合センター長に委任することができる。

(事務所管)

第8条 学内施設使用に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学・短期大学教授会の議を経て、大学長及び短期大学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和38年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（学校名称変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

16. 学生掲示規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学並びに北翔大学短期大学部の学生または学内学生団体等の掲示物について必要な事項を定めることを目的とする。

(掲示板の設置)

第2条 学生の自主的な表現活動を保障するため、学内に学生掲示板、自治会掲示板及び体育会掲示板を設置する。

2 前項による各種掲示板以外の掲示は、原則として認められない。

(掲示物の要件)

第3条 掲示物の大きさは、原則としてA判全紙を限度とする。ただし、掲示物の形態によってはこの限りでない。

2 公序良俗に反する掲示物、または学内秩序を乱すと判断される掲示物は認められない。

(掲示期間)

第4条 掲示物の掲示期間は通常2週間以内とする。ただし、掲示の内容によってはこの限りでない。

(掲示板の利用)

第5条 学生掲示板に掲示を希望する者は、掲示責任者の氏名ならびに掲示期間を明記した掲示物を学生生活支援オフィスに提示し、所定の許可及び承認印を受けなければならない。

2 自治会掲示板及び体育会掲示物の掲示物については、教育支援総合センター長の了解のもとに前項の手続を省略することができる。

(違反措置)

第6条 第5条第1項の規定する承認印のないもの、掲示期間を経過したもの及び指定箇所以外の掲示物等は、管理責任者において撤去することができる。

(印刷物の配付)

第7条 学生または学内学生団体等が、学内で配付する印刷物については、本規程を準用する。

(管理)

第8条 学生掲示板及び掲示物の管理責任者は、教育支援総合センター長とする。ただし、その職務を教育支援総合センター学生生活支援オフィス担当課長に委任することができる。

2 学生掲示板及び掲示物に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが遂行する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学・短期大学教授会の議を経て、大学長及び短期大学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和38年6月1日から施行する。

2 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (学校名称変更に伴う改正)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更及び機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

17. 北翔大学学生自治会規約（抄）

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、北翔大学学生自治会と称す。

第2条（目的）

本会は、北翔大学（含む短期大学部）に在籍するすべての学生の総意に基づき、学習権・学問研究の自由をはじめとする学生の諸権利を擁護・支援し、学生生活の発展と向上ならびに大学と学生、また学生間の相互連帯を深めることを目的とする。

第3条（会員）

本会は、北翔大学（含む短期大学部）に在籍するすべての学生によって構成される。但し、研究生・委託生・科目等履修生・聴講生ないしこれに準ずる学生については、本人の意志に基づくものとする。

第4条（会員の権利・義務）

会員は、本会の機関の運営に参加し、意見を表明する権利を有し、また会員は年会費を納める義務を負う。

第2章 組織

第5条（機関の名称）

本会は、第2条に定めた目的を遂行するため、以下の機関を置くものとする。各機関は、その性格と役割に応じて会員に対しての責任を負う。

1. 中央執行委員会
2. 監査委員会
3. 選挙管理委員会
4. その他学生総会において承認を得た機関

二 本会は、第2条に定めた目的を遂行するため、連携を必要とする他団体との間に補助機関を置く。各機関は、その性格と役割に応じて会員に対しての責任を負う。

1. サークル機関
2. その他円滑な活動に即する機関

第3章 学生総会

第6条（性格）

学生総会は、本会の最高意志決定機関である。

第7条（定期学生総会）

定期学生総会は年1回、通常選挙ならびに改選後速やかに開催する事とし、以下の事項を審議・承認・決定する。

1. 前年度活動報告
2. 前年度決算報告
3. 監査委員会による会計監査報告
4. 選挙管理委員会による選挙結果報告ならびに新役員報告
5. 規約・規程の制定・改廃
6. 新年度活動計画案
7. 新年度予算案
8. その他審議事項

第8条（臨時学生総会）

臨時学生総会は、次の場合に開催される。

1. 会員の3分の1の連署による要請があった場合
2. 中央執行委員会が開催を決定した場合
3. 監査委員会の要請があった場合
4. 選挙管理委員会の要請があった場合
5. 定期学生総会が成立要件を欠いて、開催できなかった場合

第9条（議事の取り扱い・成立要件・評決）

学生総会の議事ならびに記録は、中央執行委員会の議長・書記が議長団を構成し、取り扱うものとする。

二 やむを得ず、学生総会を欠席する会員は、議長団に対して議事ならびに評決の一切を、書面によって委任することができる。

三 学生総会は、委任状と学生総会出席者の合計が全会員の2分の1をもって成立する。

第10条（公告）

学生総会の開催は、開催日の7日前まで、議決事項は総会后5日以内に、議長団が公示・告示する。但し、急を要する場合はこの限りではない。

第4章 中央執行委員会

第11条（性格）

本会の執行機関として中央執行委員会を置く。

第12条（構成・定数・任期）

中央執行委員会は、第10章選挙管理規則により選出された学生によって構成される。

- ・委員長：1名
- ・副委員長：1～2名
- ・書記：1～2名
- ・会計：1名
- ・副会計：1～2名
- ・議長：1名
- ・中央執行委員：若干名

二 中央執行委員会役員の任期は、4月から翌年3月末までとする。

第13条（役割・役員の職務）

中央執行委員会は、学生総会の決定に基づき学生から信託された責任の下に本会の業務を執行し、定期学生総会において審議される事項（監査ならびに選挙に関する事項を除く）について、その報告ならびに提案を書面にて作成する。各役員は以下の職務を分任し、兼任することはできない。

1. 委員長は本会を代表し、中央執行委員会を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合その職務を代行する。
3. 書記は中央執行委員会の事務・実務を統括する。
4. 会計は本会の予算に基づき、本会の会計事務の一切を執行する。
5. 副会計は会計を補佐し、会計不在の場合その職務を代行する。
6. 議長は学生総会ならびに中央執行委員会の議事進行を統括する。
7. 中央執行委員は日常の職務を分担し執行する。

第14条（解散）

中央執行委員会は、以下の場合解散しなければならない。

1. 活動計画案が学生総会において否決された場合
2. 予算案が学生総会において否決された場合
3. 学生総会において、会員の過半数を超える不信任連署が提出された場合

第5章 監査委員会

第15条（性格）

本会の監査機関として、常設の監査委員会を置く。

第16条（構成・定数・任期）

監査委員会は、第10章選挙管理規則により選出された学生によって構成される。

- ・委員長：1名
- ・監査委員：若干名

二 監査委員会役員の任期は、4月から翌年3月末までとする。

第17条（役割）

監査委員会は、本会の活動ならびに会計を監査し、学生総会に監査の結果を書面にて報告し、必要

に応じて勧告を行う。

第6章 選挙管理委員会

第18条（性格）

本会の役員選挙を実施ならびに管理する機関として、常設の選挙管理委員会を置く。

第19条（構成・定数・任期）

選挙管理委員会は、第10章選挙管理規則により選出された学生によって構成される。

- ・委員長：1名
- ・選挙管理委員：若干名

二 選挙管理委員会役員の任期は、4月から翌年3月末までとする。

第20条（役割）

選挙管理委員会は、本会の役員選挙が公明かつ適正に実施されるよう必要な事務ならびに監視を行い、学生総会にその結果を書面にて報告する。選挙事務・実務については別に定めるところによる。

第7章 サークル機関

第21条（性格）

本学に在籍しているサークルの総括機関として、本会はサークル機関を補助機関に置くものとする。

第22条（目的）

サークル機関は、本学に在籍する学生のサークル活動の発展と向上に対する資金その他の支援を目的とする。

第23条（規定）

その他詳細については、別に定めるところによる。

第8章 会計

第24条（収入）

本会の運営のために必要な費用は、自治会費、寄付金、その他公明かつ社会的に妥当な方法で得られた収入をもってこれに充てる。

第25条（自治会費）

自治会費は、会員一人につき年間5,000円とし、本学の学費等納入と併せ一括して徴収する。なお、納入された自治会費の返還請求には応じないものとする。

第26条（会計年度）

本会の会計年度は、4月から翌年3月末までとする。なお、定期学生総会が成立要件を欠いて開催されず、予算・年度が成立できない場合は、暫定として次期分の会費等を前倒しして予算を組むことができる。

第27条（公開）

本会の財務会計は、常時公開する。また、その処理は企業会計原則等の社会通念に基づくものとする。

第9章 学生基金

第28条（目的）

本会に所属する会員の共通利益に資する目的で、学生基金を設置する。

①運用目的は、当該学科の会員共通の利益に資するものに限る。

②基金の運用は、当該学科に所属する会員の3分の1以上の連署による要望を受け、中央執行委員会で審議するものとする。

第10章 選挙管理規則

第29条（性格）

選挙管理規則は北翔大学学生自治会の役員選挙の方法ならびに実務について定める。

第30条（選挙対象・定数・選挙人）

選挙対象となる役員ならびに定数は、以下である。

(1) 中央執行委員会

- ・委員長：1名
- ・副委員長：1～2名
- ・書記：1～2名
- ・会計：1名
- ・副会計：1～2名
- ・議長：1名
- ・中央執行委員：若干名

(2) 監査委員会

- ・委員長：1名
- ・監査委員：若干名

(3) 選挙管理委員会

- ・委員長：1名
- ・選挙管理委員：若干名

二 毎年4月15日現在在籍する北翔大学学生自治会の会員を選挙人とする。

第31条（公示）

選挙管理委員会は毎年11月1日から12月31日までを通常選挙期とし、以下の公示をしなければならない。但し候補者が定数に大きく満たない場合は代議員から選出する。

- (1) 候補者届出の期間：公示日から2～3週間として、受付時間ならびに締め切り日時を指定する。
- (2) 候補者届出場所：選挙管理委員が指定する。
- (3) 各役員の定数
- (4) 選挙運動の期間：候補者届出の締め切りの翌日から選挙予定日の前日までとする。
- (5) 投票日：締め切り日から1週間以内とする。

(6) 投票所ならびに投票箱の指定。

(7) 開票結果：開票後速やかに告示する。

二 解散に基づく選挙の場合は、解散後15日以内に選挙を行うものとし、その公示は前項に準ずる。

三 本会規約第37条に定める、補充選挙はその実施の決定から20日以内に行うものとし、その公示は前項に準ずる。その際の定数は欠員数とする。

第32条（候補者）

候補者とは立候補した選挙人、または他の選挙人の推薦を応諾した選挙人のことを指す。

二 候補者は任期を満了できる会員に限る。

第33条（選挙・当選要件）

候補者数が定数を超過した場合は、選挙管理委員会は公示に基づき投票を実施し、有効投票数の上位のものから定数までを当選とし、定数を超える上位2名を次点とする。

二 候補者が定数と同数の場合投票所に投票箱を設置し、不信任の場合のみ投票する。

三 不信任が過半数を超えない場合信任されたものとみなし、当選とする。

四 選挙は選挙人の無記名・据・直接の秘密投票とする。

第34条（開票事務・有効投票）

開票は選挙管理委員会が行い、候補者は自らが指定した開票立会人を立ち合わせることが出来る。

二 開票日は原則として投票日の当日及び翌日とし、学務・学事・講義の予定されていない時間帯を選挙管理委員が指定し、その時間内に完了する。

三 開票場所は選挙管理委員が指定する。

四 有効投票の基準の判断は公職選挙法を準用し選挙管理委員会が判断する。

第35条（異議・再選挙）

自治会員は選挙結果に異議がある場合、告示後2日以内に文書で選挙管理委員会に異議申し立てを行うことが出来る。

二 選挙管理委員会は異議申し立てについてその事実を調査し、本会規約及び本則に違反する事実が認められた場合は、全選挙、または一部の選挙の無効を宣言し、再選挙を行わなければならない。

第11章 役員共通事項

第36条（兼務の禁止）

本会の中央執行委員会・監査委員会・選挙管理委員会は、それぞれ独立した組織として、他の機関との兼務は一切できない。

第37条（役員の補充）

任期半ばに役員の欠員が生じた場合は、選挙の次点の者から補充する。但し、補充しても欠員が役員定数の必要最低数を下回り、本会の運営に支障を来たと判断された場合、中央執行委員会と選挙管理委員会との議を経て、第10章に定める選挙管理規則により補充選挙を実施する。

第38条（辞職・罰則・罷免）

本会の役員が辞職を申し出る場合は、その理由等を書面にて提出し中央執行委員会の承認を得なければならない。

二 本会に対し、その名誉と社会的信用を傷つけ、本会の運営に著しい損害を与えた役員は罰則・罷免する。その判断ならびに執行は別に定めるところによる。

第12章 規約・規定・規則の制定・改廃

第39条（規定・規則）

本規約に定めのない事項は、必要に応じて別に規定・規則を制定し定める。但し、規定・規則の制定に当たらない事項は、本規約の精神に基づいて処理する。

第40条（制定・改廃の特例）

本規約の改廃は、会員が出席する学生総会において、3分の2以上の賛成を要する。

二 規定・規則の制定ならびに改廃は、当該規定・規則に定めのある他は前条に準ずる。

付 則

本規約は2000年6月24日、本会結成総会において採択され、即日施行された。

本規約は2002年12月7日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2004年6月28日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2006年1月31日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2008年6月27日、本会定期学生総会において採択され、即日改正施行された。

本規約は2009年4月1日、改正施行された。

本規約は2014年1月24日、本会学生総会において採択され、即日改正施行された。

18. 体育・スポーツ施設設備等使用手続要領

1. 目的

この要領は、体育・スポーツ施設設備（以下体育施設）の維持管理及び運営に関する規程第12条の規定に基づき、体育施設の使用の適正化を図るために必要な手続等を定める。

2. 使用手続

本学の体育施設及び用具の使用を希望する者に対し、以下の手続完了後に使用を許可する。

(1) 許可団体及びプロジェクト研究が定期的に使用する場合

① 体育施設の月間使用予定は使用前月の体育会割当会議にて協議する。

② 各許可団体及びプロジェクト研究（教員）から提出があった月間使用予定については、重複使用等の調整を行い、使用前月の15日前までに公表する月間使用一覧を以て使用を許可する。

(2) 本学学生及び許可団体以外の団体が使用する場合（許可団体の臨時使用を含む）使用日の1週間前までに体育・スポーツ施設使用願（様式1）を提出し、許可証の交付を受けるものとする。

(3) 本学学生の一般開放時の使用

① 一般開放日時・施設を設定し、スポーツ支援室に付設の掲示板等により周知する。

② 使用希望者は、使用の都度一般開放受付名簿（様式2-1、2-2）に必要事項を記入するも

のとする。

※備品の使用についても、同様の手続後に使用を許可する。

(4) 本学教職員の使用

使用の都度、受付を行うものとする。

(5) 学外団体等の使用

①使用希望者に北翔大学体育・スポーツ施設使用願（様式3-1）を配付し、原則として使用希望日の1か月前までに受付を行うものとする。

②学外

※緊急かつ止むを得ない事情と認めた場合はこの限りではない。

※各種競技団体が大会を行う場合は、大会要項を添付すること。

※当該競技種目が許可団体の活動種目の場合は、当該団体の事前の了解を得てから願い出なければならない。

③使用を許可したときは、使用料金が記載された北翔大学スポーツ科学センター使用許可通知（様式3-2）、請求書（様式3-3）を交付、使用料金が確認された後に、北翔大学スポーツ科学センター使用許可証（様式3-4）の交付を行うものとする。

3. 使用許可優先順位

本学体育施設及び用具の使用許可の優先順位は、次のとおりとする。

【浅井記念館・第2体育館・屋外】

第1体育館、第1トレーニング室、第1多目的室、第2多目的室、研修教室、第2体育館、陸上競技場、テニスコート、野球場、サッカー場、PALグラウンド

- (1) 本学体育実技授業・学校行事
- (2) 許可団体の定期使用
- (3) 各種競技団体が行う大会等
- (4) 本学学生・教職員の自主的体育活動
- (5) 許可団体の臨時的な活動及び本学関連法人及び法人の設置する学校等又は企業等の行事
- (6) プロジェクト研究
- (7) 一般企業および上記以外の団体による体育・レクリエーション活動

【北方圏生涯スポーツ研究所】

第2トレーニング室、第3トレーニング室、多目的ホール、ジムナスホール、第3体育館、プール、ダイビングピット、大会議室

- (1) プロジェクト研究
- (2) 本学体育実技・学校行事
- (3) 許可団体の定期使用
- (4) 各競技団体が行う大会等

4. 使用許可の制限

本学体育施設及び用具の使用許可については、次のとおり制限する。

- (1) 施設使用に係る責任体制が確立されていない団体には原則として使用を許可しない。ただし、本学職員が立ち会う場合には使用を許可することがある。
- (2) 各種競技団体が開催する大会のための使用許可は、原則として、同一種目に対し年2回までとする。ただし、他の活動と競合しない専用競技場については、特別に使用を許可することがある。

(3) 学外団体等の練習のための継続的な使用は、原則として許可しない。ただし、本学学生及び許可団体の活動に支障がない場合、もしくは研究活動の一環である場合には許可することがある。

(4) 第1体育館、第2体育館、第3体育館の同一団体への同時使用は、原則として許可しない。ただし、大会規模等を勘案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

(5) 学外者の個人使用は許可しない。

5. 責任体制

本学の体育・スポーツ施設及び用具の使用に際し、次の者が管理及び清掃の責任を負うこと。

(1) 許可団体の場合は、顧問及び代表者とする。

(2) 学外団体の場合は、使用申請者とする。なお、許可団体が参加している場合は、当該団体の顧問及び責任者とする。

(3) 本学学生・教職員の場合は、使用者とする。

※ゴミの処理については下記7.に従うこと。

6. 使用の禁止

次に該当する場合は、以後の使用を禁止する。なお、事前に判明したものについては、使用許可を取り消すことがある。

(1) 虚偽の申請をした団体及び個人

(2) 本学に不利益を及ぼした団体及び個人

(3) 体育施設及び用具の管理及び清掃が不十分な団体及び個人

7. ゴミの分別について

江別市の条例により、ゴミは次の6分類に分別するものとする。

(1) 燃えるゴミ（紙製品、弁当空の紙製の物）

(2) 燃やせないゴミ

①ビニール類、トレー類（発泡スチロール等）、弁当空、生ゴミ

②空缶（スチール缶、アルミ缶）

③ビン、ガラス製品

④牛乳パック類

⑤ペットボトル

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（職制の変更に伴う改正）

1 この要領は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（一般開放受付名簿様式の簡素化に伴う改正）

1 この要領は、平成26年9月9日から施行する。

附 則（学外使用許可申請書様式の変更に伴う改正）

- 1 この要領は、平成27年8月19日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

- 1 この要領は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

※体育・スポーツ施設設備等の使用にあたってはまずスポーツ支援室に問い合わせること。

※使用についてスポーツ支援室の了解を得たのち提出する様式1等の書類についてはスポーツ支援室の指示に従うこと。